

【論文】

レッセフェールの市場経済社会の歴史的再検討

— アメリカ・フランス・イギリスを中心として —

2014年度九州西洋史学会秋季大会シンポジウム報告

(11月29日、会場：熊本大学くすの木会館)*

高田実、三瓶弘喜、内田良太、長谷川貴彦

**A reconsideration of the laissez-faire and free market society in historical perspective:
A comparative case study of the USA, France, and England****Minoru TAKADA, Hiroki SAMPEI, Ryota UCHIDA, and Takahiko HASEGAWA**

要旨 (Summary)

This essay is a record of three papers presented at the symposium, "A reconsideration of the laissez-faire and free market society in historical perspective: A comparative case study of the USA, France, and England," held at Kumamoto University on November 29, 2014 (Organized by the Kyushu Society of Western History). The first paper, which was given by Hiroki SAMPEI, emphasized the progress and continuation of the "public economy" in 19th century American cities, where the space for the economy was regulated and controlled by municipal governments. The second paper, which was given by Ryota UCHIDA, shed light on unofficial market control around the middle of the 18th century in Normandy, France; the control was practiced by local authorities that pretended to utilize laissez-faire policies ordered by the royal authority. The third paper, which was given by Takahiko HASEGAWA, discussed the formative process of the "mixed economy of welfare" based on voluntarism promoted by the middle class in 18th century England, where the development of the market economy produced and accelerated labor migration and life-cycle poverty. These three papers explain how important the social control over the market economy was in the past, and is in the present, for the public welfare.

キーワード：自由放任主義、モラル・エコノミー、セーフティネット、社会的規範、良き規制をもつ社会、パブリック・エコノミー、市場法、パブリック・マーケット、穀物取引規制、偽造販売、ルアン、高等法院院長ミロメニル、メイクシフト・エコノミー、中間団体、市場経済、移動、貧困

*本稿は、2014年11月29日に熊本大学において開催された、九州西洋史学会のシンポジウム報告である。「レッセフェールの市場経済社会の歴史的再検討」をテーマとした本シンポジウムでは、18～19世紀のアメリカ、フランス、イギリスを対象としながら、「市場」、「自由主義」、そしてそれらの暴走をコントロールする「社会的規範」や「社会的セーフティネット」が、歴史の中で、いかなる関係性をもってどのように展開されてきたのかが批判的に再検討されている。シンポジウムでは、高田実氏による趣旨説明の後、3本の報告が行われた。すなわち、三瓶弘喜氏が、市場経済原理とは異なる19世紀のアメリカのパブリック・エコノミーの展開を、内田良太氏が、中央政府の命じる自由主義政策の遵守を装った、18世紀中葉のノルマンディーの地域的市場統制のあり方を、長谷川貴彦氏が、18世紀イギリスのヴォランタリズムを基盤とする多元的な「福祉複合体」の形成過程を論じた。また3報告の後には、ヨーロッパ中世史の立場から山田雅彦氏（京都女子大学）によるコメント報告が行われた。以上の報告終了後、50名以上にも及ぶフロア参加者との白熱した討論が行われ、そこでは、パブリック・エコノミーの展開と市場経済の発展との関係性、移動とヴォランタリズムのイギリス的特殊性、対立要因ではなく平和領域・紛争調停の場としての市場の役割、主体的個人によるセーフティネットの形成に対して、主体性をもつことができない個人の救済の問題等について、長期の歴史的視点から非常に活発な議論が展開され、シンポジウムは大盛況のうちに幕を閉じた。

また本シンポジウムの開催においては、熊本大学文学会より補助をいただくことができた。この場をかりて、厚く御礼を申し上げます。

【趣旨説明】 高 田 実 (甲南大学)

1980年代以降の市場原理的自由主義のグローバルな展開は、世界各地でさまざまな問題を生み出している。競争原理に基づく市場主義が、社会を維持してきた共同性を解体するばかりか、市場そのものを支えてきた社会的制度を解体することで、逆に市場経済の機能不全をもたらしている。日本においては、「貧困の再発見」「格差社会」「すべり台社会」「生きづらい社会」という言葉が、メディアを通じて流布される深刻な事態を招いている。貨幣的な富の増大に比例して、人びとの生が毀損されるという皮肉な状況が生まれているのである [金子、1997年、1999年a、b]。

われわれは、いま一度この現状を、長期の歴史的視点から考え直してみる必要がある。

「市場」も、「自由主義」も、歴史の中では今日のリバタリアニズムが主張するのとはかなり異なる意味で用いられてきたし、それらをうまく機能させ、社会を維持・発展させるための多様な制度が存在していた。その背後には、市場の暴走を規制し、自由主義をポジティブな意味で機能させるための社会的規範が力をもっていたのである。

近年、こうした視点から経済学の流れを見直そうと、カール・ポランニーの非市場経済 [ポランニー、1980年、2003年、2004年、2009年；若菜、2011年]、ピグーの厚生経済学 [山崎、2011年；西沢・小峯、2013年]、ロマン主義の経済思想 [塩野谷、2002年、2012年；伊藤、2011年]などの再解釈がなされている。また、人びとのいのちと生存を守るという視点から、歴史の中の社会的セーフティネットの機能に関心が向けられている。さらには、市場主義的秩序に取って代わる、あるいはそれを抑制する社会秩序の創造という関心から、「よい社会」や社会的連帯についての社会思想史的研究も盛んになっている [重田、2010年；ロザンヴァロン、2006年]。

本シンポジウムでは、18～19世紀のアメリカ、フランス、イギリスを対象として、レッセフェールの市場経済社会を長期的な視点から批判的に再検討する。その際、近世から近代への移行期における社会経済秩序の総体を表現する「モラル・エコノミー」観念とその具体的実現形態にも注目する。

以下、三瓶弘喜氏が19世紀のアメリカを対象にパブリック・エコノミーと規制という視点から [三瓶、2008年、2010年、2011年]、内田良太氏が18世紀フランスのノルマンディー地域の穀物供給を中心にして [内田、2005年、2006年、2009年]、最後に、長谷川貴彦氏が18世紀イギリスにおける市場経済の展開と中間団体の役割 [長谷川、2014年] という視点からそれぞれ報告する。

さらに、これらの非市場主義的規制のあり方をより長期的視点から検討するために、中世における「市場」とその規制という面から [丹下、2002年；山田、2001年、2010年]、山田雅彦氏にコメントをお願いする。

以上の報告とコメントを前提として、「市場」とは何か、「自由主義」とは何か、さらに経済と社会的規制とがどのような関係にあったのかについて、長期の歴史的視点から議論してみたい。

【参考文献】

伊藤邦武『経済学の哲学——19世紀経済思想とラスキン』中公新書、2011年。

内田良太「ジロンド県執行部1973年3月5日付アレテの考察：フランス革命期ポルドーにおける指導者層とその政治的特質に関する序説」『熊本大学社会文化研究』第3号、2005年。

- 「フランス革命期ボルドー都市自治体派遣委員の書簡に関する考察（1792年）」『熊本大学社会文化研究』第4号、2006年。
- 「ボルドー市評議会1791年7月25日付声明の考察」『熊本大学社会文化研究』第7号、2009年。
- 重田園江『連帯の哲学Ⅰ——フランス社会連帯主義』勁草書房、2010年。
- 金子勝『市場と制度の政治経済学』東京大学出版会、1997年。
- 『市場』岩波書店、1999年a。
- 『セーフティネットの政治経済学』筑摩書房、1999年b。
- 三瓶弘喜「19世紀アメリカにおける市場法——市場規制にみる『パブリック・エコノミー』——（1）（2）」『文学部論叢』（熊本大学）第97号、2008年、第102号、2011年。
- 「19世紀アメリカにおける市場」山田雅彦編 [2010年]。
- 塩野谷祐一『経済と倫理——福祉国家の哲学』東京大学出版会、2002年。
- 『ロマン主義の経済思想——芸術・倫理・思想』東京大学出版会、2012年。
- 丹下栄『中世初期の所領経済と市場』創文社、2002年。
- カール・ポランニー（野口建彦・栗栖学吉訳）『[新訳]大転換』東洋経済新報社、2009年。
- （玉野井芳郎・平井健一郎編訳）『経済の文明史』ちくま学芸文庫、2003年。
- （栗本慎一郎・端信行訳）『経済と文明——ダホメの経済人類学的分析』ちくま学芸文庫、2004年。
- （玉野井芳郎・栗本慎一郎訳）『人間の経済Ⅰ——市場社会の虚構性』岩波書店、1980年a。
- （玉野井芳郎・中野忠訳）『人間の経済Ⅱ——交易・貨幣および市場の出現』岩波書店、1980年b。
- 西沢保・小峯敦編著『創設期の厚生経済学と福祉国家』ミネルヴァ書房、2013年。
- 長谷川貴彦『イギリス福祉国家の歴史的源流——近世・近代転換期の中間団体』東京大学出版会、2014年。
- ピエール・ロザンヴァロン（北垣徹訳）『連帯の新たな哲学——福祉国家再考』勁草書房、2006年。
- 山崎聡『ビグーの倫理想と厚生経済学——福祉・正義・優生学』昭和堂、2011年。
- 山田雅彦『中世フランドル都市の生成——在地社会と商品流通』ミネルヴァ書房、2001年。
- 山田雅彦編『伝統ヨーロッパとその周辺の世界の歴史』（シリーズ 市場と流通の社会史第1巻）、清文堂、2010年。
- 若桑みどり『カール・ポランニー——市場社会・民主主義・人間の自由』NTT出版、2011年。

〈第一報告〉

19世紀アメリカにおける市場法と都市社会

——「良き規制をもつ社会」とパブリック・エコノミー——

三 瓶 弘 喜 (熊本大学)

I. はじめに

まず始めに、図1をご覧ください。この図は、1850年頃のフィラデルフィアの町を描いた鳥瞰図である。人口でみるならば、当時のフィラデルフィアは、ニューヨーク、ボルティモア、ボストンに次ぐ全米第4の都市であり、この絵からも当時の賑わいが伝わってくる。しかしこの絵をよく見ると、1つ不思議なものが描かれている。なにやら大通りの真ん中に、はるか向こうにまで延々と連なる巨大な建物が見えるのである。さてこの建物は、一体何なのであろうか。

図1 1850年頃のフィラデルフィア



Bird's Eye View of Philadelphia, ca.1850.
フィラデルフィア自由図書館所蔵(報告者撮影)

図2 フィラデルフィアのマーケット・ストリート (1840年)



Market Street from Front Street, 1840.
フィラデルフィア自由図書館所蔵(報告者撮影)

次に図2をご覧ください。これは、別の角度から見たこの建物の図である。やはりここでも、この建物が、大通りの真ん中に堂々と位置し、はるか遠くまで連なっていることがわかる。建物の中は、沢山の人で賑わっているようにも見える。実はこの建物こそが、今回報告の中で取り上げる、パブリック・マーケットと呼ばれる公設市場である。この建物は通常、マーケット・ハウスと呼ばれていた。この絵に描かれているフィラデルフィアの壮大なマーケット・ハウスは、残念なことに、1859年に取り壊されてしまうが、実はフィラデルフィアには、今でも、別のマーケット・ハウスが残っている。図3がその写真である。古い石畳のエリアを歩いていた時、偶然この美しい赤レンガのマーケット・ハウスに出くわしたのだが、その時の感動と興奮は、今もはっきりと覚えている。建物の構造も、

図3 フィラデルフィアのパブリック・マーケット



(報告者撮影)

また中の様子も、絵に描かれたものと一緒であった。少し雨に濡れた石畳にたたずむマーケット・ハウスは、本当に美しく、まるで200年も前にタイム・スリップしたかのような錯覚と感動を覚えた。このマーケット・ハウスは、都市自治体によって建設されたものであるが、その運営もまた、自治体の定める条例、すなわち市場法に基づいて行われていた。本報告においては、19世紀において都市自治体が、このパブリック・マーケットをどのように運営しようとしたのかを考察していきたい。

その際、こうしたパブリック・マーケットの考察を進める上で、報告者にとって大変大きな刺激となった研究が、ウィリアム・ノヴァックの*People's Welfare: Law & Regulation in Nineteenth-Century America* (1996年刊) という書物である。この書物を通じて報告者は、パブリック・マーケットをより広い歴史的フレームワークの中で考察する視座を得ることができた。ノヴァックはこの本によって、アメリカ歴史学会賞という大変大きな賞を受賞することになるが、この書物の中で彼は、従来の19世紀アメリカ史像を根底から揺るがすような、大変刺激的な問題提起を行っている。それは、要約すれば次のようなものであった。すなわち、19世紀アメリカ社会の発展を特徴づけたものは、決してレッセフェールの市場経済システムではない。むしろ、こうしたシステムとぶつかり合う「自由を制限する社会」こそが、一貫して存在していたのである、と。そして、「19世紀のアメリカ社会がレッセフェールの市場経済によって発展した」という歴史認識は、自由主義経済を信奉する人々によって創られた「フィクション」であり、むしろ19世紀アメリカ社会の中心にあったのは、「良き規制をもつ社会」well-regulated societyという理念とその実践に他ならなかったのである、と主張したのであった。ノヴァックによると、アメリカ社会において「良き規制」が実施された領域は4つある。すなわち、public safety、public space、public health、そしてpublic economyという領域である。この4つ目のpublic economyを最もよく体現した場所こそが、都市の市場、すなわちパブリック・マーケットに他ならなかったのである [Novak, 1996: Introduction, Chapter 3]。

それでは一体、「良き規制をもつ社会」の重要な構成要素としてのパブリック・マーケットとは、どのような場所であったのだろうか。あるいはまた、パブリック・エコノミーの重要な実践の場としての都市の市場とは、いかなる社会的・経済的空間であったのだろうか。本報告では主に、19世紀前半のパブリック・マーケットを取り上げながら、この問題を具体的に考察していきたい。

その際ここで、史料について一言だけ述べておきたい。すでに述べたように、このパブリック・マー

ケットとは、都市自治体によって建設された公設市場である。それ故、自治体の条例や自治体への請願書、あるいはまた、パブリック・マーケットをめぐる裁判記録や旅行者の見聞録などが、有効な史料となる。しかしもう一つだけ重要な史料がある。それが、1862年にトーマス・デヴォーが著した『市場の書』*The Market Book* という書物である。このトーマス・デヴォーという人物は、1833年以降、約40年間にわたってニューヨーク市のパブリック・マーケットで店を構えた市場の肉屋であった。デヴォーは、市場が閉まった後の自由な時間に、ニューヨーク歴史協会の図書館へ何十年も通い、自身のライフワークとして、ニューヨークの市場に関する歴史を徹底的に調べ上げた。その努力が結実したのが、600頁を超えるこの『市場の書』である [Beal, 1998: 342-344; Tangires, 2003: 73]。一介の市井の肉屋が、途方もない数の史料を収集し読み解き、このような大著をまとめあげたことに驚嘆と尊敬の念を感じざるを得ないが、この書物は、19世紀アメリカの市場を調べる上で、とりわけニューヨークの市場を調べる上で、現在第一級の史料となっている。この書物には、およそ30年間にわたってデヴォーが収集した同時代の新聞記事や市政府文書ならびに彼が行ったインタビューの記録や、植民地期・建国初期の貴重な公文書が、市場ごとに時系列的に整理・収録されている。そしてデヴォーが収集したこれらの膨大な史料は、現在ニューヨーク歴史協会にトーマス・デヴォー文書として保管されている。図4は、市場の売り場に立つデヴォーの肖像画であるが、実はこの絵にはいくつか興味深い点がある。それは、彼の服装である。頭にはシルクハット、胸には蝶ネクタイという、かなり立派な紳士の装いで売り場に立っているのがわかる。これは肖像画用の衣装かという、そうではないようだ。図5をご覧ください。これは、1840年頃のニューヨークの肉屋の絵であるが、この絵の主人公チャールズ・ブラウンもまた、完全な正装で売り場に立っていることがわかる。彼らの服装から、当時の肉屋が、職人コミュニティの中で高い社会的地位を占めていたことがうかがえる。彼らはまた、市場周辺のコミュニティの顔役としても活躍していた。中には、市議会議員に選出され、最終的には州議会議員になった、トーマス・ジェレマイアのようなニューヨークの肉屋もいた。また肖像画の中でデヴォーは、真っ白なエプロンと腕貫を身につけている。このホワイト・エプロンにみられる「清潔な装い」こそが、「食の安全」を示す肉屋の「誇り」でもあった [De Voe, 1862: 430-431; Tangires,

図4 トーマス・デヴォーの肖像画



←ニューヨーク
歴史協会所蔵
(報告者撮影)

ニューヨーク →
市立博物館所蔵

図5 ニューヨークの肉屋 (1840年)



2003: 62-63]。さてそれでは、19世紀前半の「市場法の世界」とは、一体いかなるものであったのかを次に考察していこう。

II. 19世紀前半の市場法

はじめに、資料1をご覧いただきたい。これは、19世紀半ばまでに設立された、ニューヨーク市の市場を一覧表にしたものである。1832年にはジェファーソン・マーケットが設立されているが、この市場こそが、デヴォーが生涯店を構えることになった市場である。この表からわかるように、ニューヨークのパブリック・マーケットは、19世紀前半を通じて増大していった。市場というと何か古臭い

資料1 ニューヨーク市におけるパブリック・マーケット（19世紀中葉まで）

1658年	ブロードウェイ・シェンブルズ Broadway Shambles (17017年廃止)
1675年	カスタムハウス・ブリッジ・マーケット Custom House Bridge Market (1720年廃止)
1691年	オールド・スリップ・マーケット Old Slip Market 設立 (1778年焼失)
1699年	フリー・マーケット Fly Market 設立 (1823年廃止)
1752年	エクステンジ・マーケット Exchange Market 設立 (1799年廃止)
1763年	ペック・スリップ・マーケット Peck Slip Market 設立 (1793年廃止)
1771年	ベア・マーケット Bear Market 設立 (1813年廃止)
1772年	クラウン・マーケット Crown Market 設立 (1776年焼失)
1772年	オズウェーゴ・マーケット Oswego Market 設立 (1811年廃止)
1775年	アメリカ独立戦争 (~1783年)
1786年	キャサリン・マーケット Catharine Market 設立
1800年	スプリング・ストリート・マーケット Spring Street Market (1829年廃止)
1812年	ガヴァナー・マーケット Goveneur Market 設立
1812年	グリニッチ・マーケット Greenwich Market 設立
1813年	ワシントン・マーケット Washington Market 設立
1818年	エセックス・マーケット Essex Market 設立
1821年	フランクリン・マーケット Franklin Market 設立
1822年	フルトン・マーケット Fulton Market 設立
1827年	マンハッタン・マーケット Manhattan Market 設立
1828年	トンプキンス・マーケット Tompkins Market 設立
1829年	クリントン・マーケット Clinton Market 設立
1832年	ジェファーソン・マーケット Jefferson Market 設立
1835年	ユニオン・マーケット Union Market 設立
1836年	モンロー・マーケット Monroe Market 設立
1838年	センター・マーケット Centre market 設立
1843年	肉小売店の合法化
1861年	南北戦争 (~1865年)

典拠) De Voe, *Market Book*, 1862より作成

イメージがあるが、しかしこのパブリック・マーケットは、イギリス植民地時代の古い遺物などでは決してなく、むしろアメリカ合衆国成立後、とりわけ1810年代から30年代にかけて拡大していった制度であることがわかる。実際、フロンティア・ラインが西へと推し進められていく中で、新しい自治体が最初に設立したものの1つが、このパブリック・マーケットであった [Green, 1997: 90; Tangires, 2003: 4-5]。それでは、19世紀において設立されたこのパブリック・マーケットは、自治体の条例によって、すなわち市場法によって、どのように運営されていたのであろうか。

実は、非常に驚くべきことなのだが、19世紀アメリカにおける市場法の最大の特徴は、肉や魚、野菜や果物など生活に必要な生鮮食料品の販売を、すべてパブリック・マーケットに集中させていたことにある。つまり、これらの食料品を買う場合には、都市住民はパブリック・マーケットに行かなければならず、また売り手も、パブリック・マーケット以外の場所でこれらの食料品を販売することが出来なかったのである。市場を通さない肉や魚の販売は、「市場外取引」forestallingとして禁止されていた。すなわち、生活に必要な生鮮食料品はすべて、市場を通してのみ売買が可能であったのである [Novak, 1996: 97; Tangires, 2003: 5-8]。19世紀アメリカにおいて、このような規制がなされていたことは、本当に驚くべきことではないだろうか。こうした公的規制の第一の目的は、基本的食料品の価格の高騰を防ぐことであった。例えばデヴォーの『市場の書』には、19世紀初めに牛の市場外取引に手を染めたヘンリー・アスターという人物の事例が記されている。このアスターは、ニューヨーク市周辺の農村から市内に運ばれてくる牛を途中で買占め、その買占めた牛を市内の肉屋たちに高い値段で売りつけていた。ここでは、アスターが市場の外で牛を大量に買い付けたことが、市場外取引行為に当たった。その結果、市場で売られる牛肉の値段は高騰し、都市住民の生活に悪影響が及ぼされたことが記されている [De Voe, 1862: 210-211]。市場法では、こうした「市場外取引」と並んで、市場で購入したものを再び市場で売ること、すなわち「転売」regratingや、市場において大量の商品を購入すること、すなわち「買占め」engrossingも違法行為として禁止されていた [Novak, 1996: 97; Tangires, 2003: 8]。例えば1805年のボルティモアの条例では、「市場において、再販売目的で、野菜、食肉、家禽、バター、チーズ、獣脂、卵、魚を購入した者は、その商品を没収され、さらに10ドルの罰金を支払うべきこと」が定められている [Ordinances of the Corporation of the City of Baltimore...1797-1802-1828-30, 2013: 90]。これらの規制の根底にある考えは、生活に必要な食料品に関しては、出来る限り仲買人を排し、生産物を直接市場に出荷・集積させることによって、価格の高騰を防ぐというものであった。

実は、こうした規制の背後には、「公正な価格」fair priceという考え方が存在している。それは、生活に必要な食料品には、それぞれ「公正な価格」が存在しているのだという考え方である。このことをより具体的にイメージするため、資料2をご覧ください。これは、1763年に制定されたニューヨーク市の都市条例である。ここでは、アサイズ assizeと呼ばれる公定価格制度が記されている。このアサイズの下で、1つ1つの食料品について、非常に細かく価格の上限が設定されていることがわかる。例えば、最初の部分では、「牛肉については、3月1日から8月末日まで、ポンド当たり4ペンスを超えてはならない」とある。その後はパラグラフごとに、豚、子牛、羊、子羊、鹿、鶏の肉の上限価格が示され、そしてこの品目の後には、七面鳥などの様々な鳥類、タラや牡蠣などの魚介類、チーズやバターなどの乳製品が続いている。最初に紹介したノヴァックによると、こうした上限価格制度は、パンと小麦粉を除いて、19世紀初めまでには廃止されていった。ニューヨークにつ

いても、1821年にパンの公定価格が最終的に廃止され、これをもってアサイズは完全に姿を消すことになる [Rock, 1976; Rock, 1979: 97-99; Novak, 1996: 96-97]。ただし報告者は、こうした制度が廃止された後も、この制度を支えた「公正な価格」という理念は、19世紀前半のパブリック・マーケット

資料2 1763年ニューヨーク市の都市条例（市場法）

牛肉と豚肉の価格は、以下の通りとする。

牛肉については、3月1日から8月末日まで、ポンド当り4ペンスを超えてはならない。

9月1日から2月末日までは、ポンド当り3ペンスを越えてはならない。…

一頭の去勢牛の頭については、1シリングを上限とする。

一頭の牛の舌については、1シリングを上限とする。

豚肉については、3月1日から10月末日まで、ポンド当り4.5ペンスを超えてはならない。

11月1日から2月末日までは、ポンド当り3.5ペンスを上限とする。

ロースト・ポークについては、ポンド当り5ペンスを上限とする。

子牛肉については、3月1日から8月末日まで、ポンド当り4ペンスを超えてはならない。

9月1日から2月末日までは、ポンド当り5ペンスを上限とする。

一頭の子牛の頭、臓物、4本の足については、18ペンスを上限とする。

羊肉については、7月1日から11月末日まで、ポンド当り3.5ペンスを超えてはならない。

12月1日から6月末日までは、ポンド当り4.5ペンスを上限とする。

子羊の肉については、3月1日から4月末日まで、ポンド当り9ペンスを超えてはならない。

5月1日から8月末まではポンド当り5ペンスを上限とする。

それ以降2月末日までは、当該期の羊肉の価格を超えてはならない。

鹿肉については、ポンド当り5ペンスを上限とする。……

充分成長した鶏の肉は、雄鶏であれ雌鳥であれ、1シリングを上限とする。

夏至を越した若鶏の肉は、9ペンスを上限とする。……

典拠) DeVoe, *The Market Book*, 1862, p.142より

制度の中において、依然として生き続けたのではないかと考えている⁽¹⁾。このことと関連して、図6をご覧ください。これは偶然に見つけた史料であるが、1864年のボーフォート Beaufort という町の市場法を記したものである。その内容を見て驚いたのだが、ここでは、市場で売られる肉や魚、野菜や果物について、公定価格が定められているのである。例えば、中央の Meats という項目の最初には、牛肉の上限価格が、ポンド当たり18セントと記されている。いかなる理由でこのような条例が制定されたのか、これ以上の背景はわからないが、しかし1864年という時点において、今なお公定価格制度を維持している自治体が存在していたという事実は、報告者にとっては驚きであった。もしかするとアサイズという制度は、ノヴァックが想定している以上に、19世紀を通じて残存していたのかもしれない⁽²⁾。

さて、19世紀前半の市場法の第2の特徴は、市場での生鮮食料品の販売に関して、非常に厳格な「食の安全」ならびに品質管理のルールが定められたことにある。その一端がうかがえるのが、資料3である。これは、ボルティモア市に適用された、魚の樽詰めにに関するメリーランド州法の一部である。ここでは、使用される樽の規格が詳細に定められている。資料の冒頭部分では、「すべての樽は、十分に乾燥させた良質のオーク、アッシュ、クリの木の柁目板から作られなければならないこと」が定められ、その後には、樽板や蓋の厚さが指定され、続いて、樽のたがの数と樽の容量に関する規定がなされている。ボルティモアの魚河岸の魚業者は、このような規格化された樽を使って、魚の樽詰めを行っていた。その際にも、様々な品質管理のルールが定められている。例えば、樽詰めされた魚は、48時間以内に品質検査を受けなければならず、ここでは、「魚に十分に塩がまぶされ、鮮度が保たれており、腐食がみられないこと」がチェックされる。そして、「樽の中の塩や漬け汁の状態が良く、脂ののった良質の魚」にのみ「1級」の焼き印が樽におされ、さらに最高品質の魚には、魚業者の名前とともに、「特級」の焼き印がおされることになっていた。こうした品質検査が済んだことを示す証明書なしには、いかなる魚も出荷することができなかったのである [Novak, 1996: 89]。

このように、生鮮食品の品質・衛生管理や度量衡の遵守は、市場法を貫く大変重要な規範であった。もちろん違反者には、重い罰金が課されたが、しかしそれ以上に重要であったのは、品質・衛生管理に対する違反行為が、違反者を出したパブリック・マーケットの名誉を著しく損ねたことである [Tangires, 2003: 9]。「食の安全」を守ることは、何よりも、「市場の信頼」を守ることでもあったのである。

(1) 社会史家ガットマンが掘り起こした1837年のニューヨーク市の食糧暴動では、こうした「公正な価格」という規範が、抗議を行った民衆の中に明らかに存在していた [ガットマン、1986年、82-85頁]。

また、1828年に出版されたニューヨークを訪れる旅行者向けのガイドブックには、ニューヨークの市場について、次のようなことが書かれている。「世界中のどこにおいても、ニューヨークの市場で販売されている食肉や食料品ほど、その品質において優れたものは見当たらないであろう。…しかし何よりも重要なことは、ニューヨークの市場が提供しているこうした豊富な食料品が、どんなに貧しい職人であっても、その稼ぎによって充分に買えるような安い価格で提供されていることにある」と [The Picture of New York, and Stranger's Guide to the Commercial Metropolis of the United States, 1828: 242]。「どんなに貧しい職人であっても、生活に必要な商品を充分かつ安価に買えるようにすること」、このことがまさに、パブリック・エコノミーの根底にある理念ではないかと報告者は考えている。

(2) 1841年には、アサイズの廃止を求めてアラバマ州で裁判が行われている。しかしこの時、州の最高裁は、アサイズを支持する次のような判決を下した。すなわち、「政治経済学者の理論によって、この問題に対していかなる疑問が投げかけられようとも、経験は次のことを示している。すなわち、都市へのパンの供給という重要な目的は……パンの公定価格制度を維持することによって達成されるのである」と [Novak, 1996: 90]。

図6 ノースカロライナ州ボーフォート (Beaufort) の市場法

RULES

REGULATING THE MARKET!

*Provost Marshal's Office,
Beaufort, N.C., July 28, 1864.*

All fresh provisions will be sold on Market Wharf. Market boats are not permitted to land at any other wharf, and persons arriving in said boats will report in person at this office. The intention is to accommodate ALL PERSONS, and to this end sales will be limited. No special permits will be given to any officer, soldier, or citizen, to purchase extra supplies, and sales at the wharf for purpose of speculation are forbidden. The limitation of purchases will be regulated by the Guard, under special orders from this office.

The following are the MAXIMUM prices to be asked for the articles enumerated below, and the Guard will arrest any person violating, or attempting to violate, these regulations:

<p style="text-align: center;">MEATS.</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>Fresh Beef,</td><td>per lb.,</td><td>60</td><td>18</td></tr> <tr><td>" Pork,</td><td>"</td><td>16</td><td></td></tr> <tr><td>" Mutton,</td><td>"</td><td>15</td><td></td></tr> <tr><td>" Veal,</td><td>"</td><td>18</td><td></td></tr> <tr><td>Ham,</td><td>"</td><td>30</td><td></td></tr> <tr><td>Venison,</td><td>"</td><td>25</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">POULTRY, &c.</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>Turkeys,</td><td>each,</td><td>1</td><td>25</td></tr> <tr><td>Geese,</td><td>"</td><td>1</td><td>00</td></tr> <tr><td>Ducks, (taxe)</td><td>"</td><td>50</td><td></td></tr> <tr><td>" (Carver's back)</td><td>"</td><td>50</td><td></td></tr> <tr><td>" Other varieties,</td><td>per pair,</td><td>1</td><td>00</td></tr> <tr><td>Chickens, (large)</td><td>"</td><td>50</td><td></td></tr> <tr><td>" (middling)</td><td>"</td><td>50</td><td></td></tr> <tr><td>Pigeons,</td><td>per dozen,</td><td>1</td><td>00</td></tr> <tr><td>Quails, (or Partridges)</td><td>"</td><td>1</td><td>00</td></tr> <tr><td>Eggs,</td><td>"</td><td>20</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">FISH.</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>Shad,</td><td>per lb.,</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>Other fish, from 6c. to 7c. per lb., according to quality,</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>Salt Fish,</td><td>per lb.,</td><td>05</td><td></td></tr> <tr><td>Oysters, (large)</td><td>per gallon or bushel,</td><td>60</td><td></td></tr> <tr><td>" (middling)</td><td>"</td><td>45</td><td></td></tr> <tr><td>Clams,</td><td>"</td><td>50</td><td></td></tr> <tr><td>Crabs, (soft)</td><td>per dozen,</td><td>40</td><td></td></tr> <tr><td>" (stone)</td><td>"</td><td>55</td><td></td></tr> <tr><td>Tortoise,</td><td>each,</td><td>15</td><td></td></tr> </table>	Fresh Beef,	per lb.,	60	18	" Pork,	"	16		" Mutton,	"	15		" Veal,	"	18		Ham,	"	30		Venison,	"	25		Turkeys,	each,	1	25	Geese,	"	1	00	Ducks, (taxe)	"	50		" (Carver's back)	"	50		" Other varieties,	per pair,	1	00	Chickens, (large)	"	50		" (middling)	"	50		Pigeons,	per dozen,	1	00	Quails, (or Partridges)	"	1	00	Eggs,	"	20		Shad,	per lb.,	10		Other fish, from 6c. to 7c. per lb., according to quality,				Salt Fish,	per lb.,	05		Oysters, (large)	per gallon or bushel,	60		" (middling)	"	45		Clams,	"	50		Crabs, (soft)	per dozen,	40		" (stone)	"	55		Tortoise,	each,	15		<p style="text-align: center;">VEGETABLES.</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>Potatoes, (sweet)</td><td>per bushel,</td><td>1</td><td>00</td></tr> <tr><td>" (Irish)</td><td>"</td><td>1</td><td>50</td></tr> <tr><td>Beans (string)</td><td>per peck,</td><td>30</td><td></td></tr> <tr><td>Tomatoes,</td><td>"</td><td>25</td><td></td></tr> <tr><td>Peas,</td><td>"</td><td>40</td><td></td></tr> <tr><td>Beets,</td><td>"</td><td>25</td><td></td></tr> <tr><td>Turnips,</td><td>"</td><td>25</td><td></td></tr> <tr><td>Onions,</td><td>"</td><td>30</td><td></td></tr> <tr><td>Corn,</td><td>per dozen ears,</td><td>25</td><td></td></tr> <tr><td>Cucumbers,</td><td>per dozen,</td><td>20</td><td></td></tr> <tr><td>Cabbage,</td><td>head,</td><td>10</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">FRUITS.</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>Peaches,</td><td>per peck,</td><td>1</td><td>00</td></tr> <tr><td>Pears,</td><td>"</td><td>75</td><td></td></tr> <tr><td>Apples,</td><td>"</td><td>50</td><td></td></tr> <tr><td>Plums,</td><td>per quart,</td><td>20</td><td></td></tr> <tr><td>Cherries,</td><td>"</td><td>20</td><td></td></tr> <tr><td>Grapes,</td><td>per peck,</td><td>50</td><td></td></tr> <tr><td>Berries,</td><td>per quart,</td><td>15</td><td></td></tr> <tr><td>Watermelons,</td><td>each,</td><td>20</td><td></td></tr> <tr><td>Muskmelons,</td><td>"</td><td>20</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">MISCELLANEOUS.</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>Honey,</td><td>per lb.,</td><td>25</td><td></td></tr> <tr><td>Beeswax,</td><td>"</td><td>60</td><td></td></tr> <tr><td>Otter Skins,</td><td></td><td>2 00 to 4 00</td><td></td></tr> </table>	Potatoes, (sweet)	per bushel,	1	00	" (Irish)	"	1	50	Beans (string)	per peck,	30		Tomatoes,	"	25		Peas,	"	40		Beets,	"	25		Turnips,	"	25		Onions,	"	30		Corn,	per dozen ears,	25		Cucumbers,	per dozen,	20		Cabbage,	head,	10		Peaches,	per peck,	1	00	Pears,	"	75		Apples,	"	50		Plums,	per quart,	20		Cherries,	"	20		Grapes,	per peck,	50		Berries,	per quart,	15		Watermelons,	each,	20		Muskmelons,	"	20		Honey,	per lb.,	25		Beeswax,	"	60		Otter Skins,		2 00 to 4 00	
Fresh Beef,	per lb.,	60	18																																																																																																																																																																																														
" Pork,	"	16																																																																																																																																																																																															
" Mutton,	"	15																																																																																																																																																																																															
" Veal,	"	18																																																																																																																																																																																															
Ham,	"	30																																																																																																																																																																																															
Venison,	"	25																																																																																																																																																																																															
Turkeys,	each,	1	25																																																																																																																																																																																														
Geese,	"	1	00																																																																																																																																																																																														
Ducks, (taxe)	"	50																																																																																																																																																																																															
" (Carver's back)	"	50																																																																																																																																																																																															
" Other varieties,	per pair,	1	00																																																																																																																																																																																														
Chickens, (large)	"	50																																																																																																																																																																																															
" (middling)	"	50																																																																																																																																																																																															
Pigeons,	per dozen,	1	00																																																																																																																																																																																														
Quails, (or Partridges)	"	1	00																																																																																																																																																																																														
Eggs,	"	20																																																																																																																																																																																															
Shad,	per lb.,	10																																																																																																																																																																																															
Other fish, from 6c. to 7c. per lb., according to quality,																																																																																																																																																																																																	
Salt Fish,	per lb.,	05																																																																																																																																																																																															
Oysters, (large)	per gallon or bushel,	60																																																																																																																																																																																															
" (middling)	"	45																																																																																																																																																																																															
Clams,	"	50																																																																																																																																																																																															
Crabs, (soft)	per dozen,	40																																																																																																																																																																																															
" (stone)	"	55																																																																																																																																																																																															
Tortoise,	each,	15																																																																																																																																																																																															
Potatoes, (sweet)	per bushel,	1	00																																																																																																																																																																																														
" (Irish)	"	1	50																																																																																																																																																																																														
Beans (string)	per peck,	30																																																																																																																																																																																															
Tomatoes,	"	25																																																																																																																																																																																															
Peas,	"	40																																																																																																																																																																																															
Beets,	"	25																																																																																																																																																																																															
Turnips,	"	25																																																																																																																																																																																															
Onions,	"	30																																																																																																																																																																																															
Corn,	per dozen ears,	25																																																																																																																																																																																															
Cucumbers,	per dozen,	20																																																																																																																																																																																															
Cabbage,	head,	10																																																																																																																																																																																															
Peaches,	per peck,	1	00																																																																																																																																																																																														
Pears,	"	75																																																																																																																																																																																															
Apples,	"	50																																																																																																																																																																																															
Plums,	per quart,	20																																																																																																																																																																																															
Cherries,	"	20																																																																																																																																																																																															
Grapes,	per peck,	50																																																																																																																																																																																															
Berries,	per quart,	15																																																																																																																																																																																															
Watermelons,	each,	20																																																																																																																																																																																															
Muskmelons,	"	20																																																																																																																																																																																															
Honey,	per lb.,	25																																																																																																																																																																																															
Beeswax,	"	60																																																																																																																																																																																															
Otter Skins,		2 00 to 4 00																																																																																																																																																																																															

WALTER S. POOR,
Lt. Col. & Provost Marshal,
Beaufort, N.C.

資料3 魚の樽詰めに関するメリーランド州法（1817年）

すべての樽は、十分に乾燥させた良質のオーク、アッシュ、クリの木の^{まきめ}柁目板から作ること。その際、板の厚さは、半インチ以上とする。また樽の^{ふた}蓋も、十分に乾燥させた良質の上記の木材から作り、厚さは5/8インチ以上とする。蓋は、十分にカンナ掛けをした平板を用いること。樽、半樽、ティアス樽には、たが（鉄帯）がしっかりと取り付けられねばならない。その際、胴部には、最低でも3枚のたがが、縁には3枚のたがが取り付けられなければならない。たがはすべて、良質であること。樽の側板の長さは28インチ、蓋は直径17インチとする。樽（バレル）の容量は、29ガロン以上31ガロン以下でなければならない。漬け汁が漏れないよう、樽、半樽、ティアス樽は、熟練した職人によって製造されたものであること。ティアス樽の容量は45ガロン以上、半樽の容量は15ガロン以上とする。

典拠) Novak, *The People's Welfare*, 1996, p.89より

図7 牛肉販売のチラシ（1849年）

A CHALLENGE!!

CHRISTMAS BEEF.

The Subscriber has purchased the Largest, Fattest, and Finest Cow and (Calf) Heifer, that was ever raised in the United States "as far as heard from"

The Heifer is two years, eight months and fourteen days old, and weighs two thousand one hundred and seventy pounds. (In a pound, The said Cow weighs two thousand one hundred and twenty-five pounds, and just in her prime. They were raised and fattened by MATHEW V. B. BRICKENHOFF, Esq., of Dutchess County, who is reputed to be one of the best Farmers and Feeders of Cattle, &c., and who has plenty of "pride and success" to do with, and has expended all his former efforts in the production of these splendid and noble. The following affidavit will speak for itself:—

I, THOMAS F. DE VOE, of Fishkill, in the County of Dutchess, do hereby certify, that the aforesaid cow and calf were sold to THOMAS F. DE VOE, of New-York, on the twenty-eighth day of March, one thousand eight hundred and forty-seven, being two years eight months and fourteen days old, (and no other).

MATHEW V. B. BRICKENHOFF,
Subscribed and sworn before me,
the 19th day of December, 1849.

HENRY HARRIS,
A Justice of the Peace in said County.

They were weighed by Mr. VAN WYCK, of the firm of VAN WYCK & CARY, Merchants, of Fishkill, Dutchess County, (who will please accept my thanks.) They can be seen, alive, on Monday the 17th, between the hours of ten and twelve, and dressed, on Thursday the 20th, from twelve o'clock until four, at my Slaughter House, in Ninestown street, west of 11th Avenue.

I should have liked to show these at several of the public places, but there is so much risk and danger in boasting and falling, that I will have to forgo the pleasure.

They will be cut and offered for sale, with other very choice Meats

On Saturday the 22d, and Monday the 24th instant,
at No. 8 Jefferson Market, from one of the best butch and meat venders in the City of New-York.

THOS. F. DE VOE,
No. 8 Jefferson Market.

←トーマス・デヴォー文書より
ニューヨーク歴史協会所蔵
(報告者撮影)

ここで、最後にもう1つだけ、19世紀前半のアメリカにおける市場法の特徴を述べておきたい。それは、現在検討中の問題でもあるのだが、厳格な品質管理を行いながら、市場において生産者と消費者を直接結びつけようとするパブリック・マーケットの仕組みは、同時に「地産地消」という規範を生み出すことにもなった。例えば1805年のボルティモアの条例では、市場で販売される肉や野菜は、地域内の農民や生産者によって肥育・栽培されたものでなければならないことが定められている [Tangires, 2003: 9-11]。この問題については、さらに多くの史料を収集し分析する必要があるが、こうした地域生産者との結びつきを重視するパブリック・マーケットは、世界市場を重視する「規模の経済」のシステムとは、著しく異なるものであったと考えられるのである。

図7をご覧いただきたい。これは、肉屋であったトーマス・デヴォーが、1849年12月に作成したチラシである。見出しには、「クリスマス用の牛肉 どうぞお試しあれ!」と書いてある。どうやら牛肉の販売広告のようだが、その下には、次のようなことが書かれている。すなわち、デヴォーが仕入れたクリスマス用の2頭の雌牛は、ニューヨーク州ダッチェス郡の農民マシュー・ブリッカーホフ氏が肥育したものであり、そしてこのブリッカーホフ氏は、最高水準の評価を得ている牛の肥育者であることが紹介されている。ダッチェス郡は、ニューヨーク市の北に位置する牛の産地であるが、おそらく広告を見た消費者は、これらの牛がダッチェス郡のどこの農場で、誰によって肥育されたのかを吟味した上で、市場を訪れ、クリスマス用の牛肉を買ったことであろう。少し読みすぎかもしれないが、報告者には、生産者の顔が見えるこのような広告からも、パブリック・マーケットがもっている「地産地消」的な結びつきが感じられるように思われる。

Ⅲ. 市場法をめぐる裁判

それでは、このような特徴をもった市場法の世界は、アメリカではいつ頃まで存続したのであろうか。次にこの問題を考えてみたい。

まず最初に、ニューヨーク市の事例を見てみよう。「フリー・トレイダー」、すなわち自由主義経済の信奉者が強い影響力をもっていたニューヨークでは、1830年代後半から、市場法の廃止を求める運動が展開していく。そして1843年には、ついに市議会によって、パブリック・マーケット以外の場所で基本的食料品の売買を禁止する「市場外取引」規制が撤廃され、それまで違法であった、市場を通さない食肉の販売が合法化されることになった [Beal, 1998: Chapter 5; Tangires, 2003: Chapter 4; 三瓶, 2011年]。ただし報告者は、ニューヨーク市のようなアメリカ最大の商業都市において、1840年代前半に至るまで、依然として基本的食料品の自由な売買が規制されていたことの方に、むしろ驚きを感じている。それでは、こうしたニューヨーク市にみられる市場法撤廃の動きは、アメリカ社会全体の時代的趨勢となっていったのであろうか。次に、自由主義経済を求める人々によって引き起こされた、市場法をめぐる裁判を手掛かりにしながら、この問題を検討してみたい。

まず南北戦争前の時期において、市場法撤廃の急先鋒に立ったのが、ジョージア州最高裁判事ランブキンである。ランブキンは、1859年の「ブスーン対ヒューズ事件」の裁判において、市場外取引のかどで逮捕されたブスーンを無罪とし、パブリック・マーケットの合法性そのものを否定した。判決の中でランブキンは、次のような見解を述べている。すなわち、「何人たりとも、自らが所有するあらゆる商品を、自らが欲する時はいつ何時でも、そして大通りであれ小さな通りであれ、いかなる場

所においても、自由に販売する権利を有しているのである」と。そして「その権利は、彼が吸う空気のように、自由で制限されえないもの」なのであった [Bethune v. Hughes, 28 Ga. 560, 73 Am. Dec. 789 (1859); Novak, 1996: 102]。

しかしながらこうしたランプキンの見解は、非常に興味深いことに、時代の趨勢とはならなかったようである。例えば、1859年に、ペンシルヴェニア州最高裁判事ブラックは、パブリック・マーケットの取り壊しをめぐる訴訟において、ランプキンとは全く異なる見解を述べている。すなわち、「新鮮な食料品の売買のために、定められた時間に生産者と消費者が一緒に集うパブリック・マーケットの必要性は、明白極まりない」。「ペンシルヴェニア州のコモン・ローによれば、すべての自治体は、食料品の販売のためにパブリック・マーケットを開く時間と場所を定め、公益を導くために、パブリック・マーケットに関するその他の規制を定めることができるのである」と [Novak, 1996: 99]。さらに10年後の1869年には、ミズーリ州最高裁判事プリスが、「セントルイス市対ウェーバー事件」の裁判において、セントルイス市の市場法を擁護しながら、ランプキン判事の見解を「少々風変わりなもの」として退けたのであった。またプリスは、ミシガン州やアイオワ州など、他の州の最高裁においても、市場を規制する自治体の権限が支持されていることを主張している [City of St. Louis v. Weber, 44 Mo. 547 (1869); Novak, 1996: 103]⁽³⁾。そして1875年には、ランプキンのお膝元であったジョージア州の最高裁自身が、ランプキンの見解を覆し、市場法の合法性を再び認めたのであった [Novak, 1996: 103]。このように、大変驚くべきことであるが、南北戦争後、1870年代においても、基本的食料品の公的管理を定めた市場法は、単なる理念としてではなく、法的拘束力をもってアメリカ社会に存在し続けたと考えられるのである⁽⁴⁾。もちろん、一般的な結論を導くためには、より多くの事例を収集し分析する必要があるが、しかしこの問題に関するノヴァックの言葉は、非常に示唆的である。すなわち、19世紀アメリカにおいては、「市場の規制よりも市場の自由に従った者は起訴され、時に刑務所に送られたのである。なぜならば彼らは、経済学の命じるところに従ってはいたが、パブリック・エコノミーのルールを犯してしまったからである」と [Novak, 1996: 104-105]。

IV. 路上行商とセーフティネット

それでは最後に、市場法の考察を締めくくるに当たって、現在報告者が最も関心を持っている路上行商 street vending の問題を取り上げたい（これまで述べてきた基本的食料品の公的管理は、第二報告との関連を有する問題であるのに対し、ここで取り上げる路上行商の問題は、第三報告で展開され

(3) またプリス判事は、次のように述べている。「ジョージア州最高裁の判決は、食肉に関して、そして実際にはすべての商品について、完全な自由取引を確立しようとするものであり、公序・衛生・食の安全にとって有益なマーケット・システムの維持を不可能にしてしまうものである」。「食肉の販売をパブリック・マーケット内に制限する市場法は、合法的な規制であり、セントルイス市のマーケット・システムの維持にとっても必要不可欠である。このことは、私にとってあまりにも明白である」 [City of St. Louis v. Weber, 44 Mo. 547 (1869)]。

(4) 1875年に、ルイジアナ州最高裁判事タリアフェロ Taliaferro は、ニューオーリンズ市の市場法をめぐる裁判において、市場法を支持して次のように述べた。「ニューオーリンズ市議会は、市の平和と良き秩序を維持し、食の安全を確保するために必要な、いかなる条例をも制定する権限をもっている」。「この権限は、『人民の福祉を最高の法たらしめよ』 *salus populi suprema est lex* という偉大な原則に基づいている。被告がもっているとされている私的な市場を開く特権は、仮にそういったものがあるとしても、市の平和と良き秩序を維持し、市の衛生と食の安全を確保するために統治者が行使する公序維持権（ポリス・パワー）に従属するものである」と [City of New Orleans v. Stafford, 27 La. Ann. 417, 21 Am. Rep. 563 (1875); Novak, 1996: 103-104]。

る「メイクシフト・エコノミー」との比較考察の素材を提供するものとなるであろう)。

通常パブリック・マーケットでは、売り場使用料を支払い、許可を得た者だけが市場での販売を許されていた。しかし市場法においては、無料で、しかも市場の開かれている時間以外であっても、市場やその周辺で、路上行商を行うことが特別に認められている人々がいたのである。それが、老人、未亡人、貧困者などの社会的弱者であった [Tangires, 2003: 17-23]。例えば、ボルティモアの1807年の条例は、「貧しい人々が、テーブルやバスケットを用いて、果物、焼き菓子、ナッツ、そしてこうした人々が慣習的に販売してきた商品を売ることを許可している [Rockman, 1990: fn.1]。またニューヨークでは、1810年に、貧しい女性たちによる請願書に突き動かされながら、市議会は、こうした人々の路上行商を認めている。この時の請願者の1人ハンナ・パーキンスは、女手一つで3人の子供を育て上げた市場のコーヒー売りであった [Tangires, 2003: 20]。またデヴォアの『市場の書』の中にも、「ケイティおばさん」の愛称で親しまれた、ニューヨークの有名な女性路上行商人のエピソードが記されている。ケイティは、結婚後数か月で夫を亡くした未亡人であり、その後50年間にわたって、市場での野菜の路上行商によって生計を立てていた [De Voe, 1862: 584-585]。未亡人女性の路上行商に着目する研究者の1人ヘレン・タンジールは、このような路上行商の権利が、貧しい女性たち自身による主体的な請願活動によって獲得されたものであることを強調している。その際、こうした女性たちは、慈善や生活保護をより多く受け取ることよりも、経済的自立の手段として、路上行商の権利を強く要求していたことをタンジールは重要視している [Tangires, 2003: 17-22]。

それでは、南北戦争以前の時期において、社会的に最も弱い立場に置かれていたアフリカ系アメリカ人女性にとっては、こうした路上行商は、どのような意味をもっていたのであろうか。実は、非常に驚くべきことであるが、アフリカ系アメリカ人女性の中には、市場での路上行商によって、彼女自身あるいは夫や子供など家族の自由身分を買い取る女性の事例が見出せるのである。例えば、ソフィア・ブローニングは、ヴァージニア州の港町アレグザンドリアの市場で、野菜の路上行商によって400ドルを稼ぎ、夫ジョージ・ベルの自由身分を買い取ることに成功している。その後ソフィアは、彼女自身の自由身分とともに、2人の子供の自由身分をも買い取った。またソフィアの妹アリシア・タナーも、1810年に自らの自由身分を買い取り、その後1864年に亡くなるまで、実に22人もの親戚や友人を奴隷身分から解放している [Corrigan, 1994: 177-178; Corrigan, 1995: 75; Tangires, 2003: 23]。19世紀前半のボルティモアのアフリカ系アメリカ人家族を考察したセス・ロックマンは、この時期に解放奴隷の数が著しく増大していることを指摘する一方で、こうした奴隷の解放が、決して奴隷主のヒューマニズムによって推進されたものではなく、家族の自由身分を買い取ろうとしたアフリカ系アメリカ人自身の主体的な絶え間ない努力によるものであったことを繰り返し強調している [Rockman, 1990: 183-184]。もちろん、今後より多くの具体的事例を収集することが必要となるが、パブリック・マーケットにおける路上行商は、奴隷身分のアフリカ系アメリカ人が、その家族を再び取り戻すための、重要な手段にもなり得たと考えられるのである。このように市場という空間は、逆説的ではあるが、セーフティネットの場でもあったのである。

V. おわりに

ここで最後に、もう一度論点を整理して、本報告の結びとしたい。これまで述べてきたように、19

世紀前半のパブリック・マーケットは、決して自由な「市場経済」の場であったのではなく、むしろ都市自治体によって管理・運営される公的な経済空間、すなわち、パブリック・エコノミーの場であったことがわかる。そこでは、市場と政府は対立するものではなく、むしろ経済は根源的に公的性格をもつものであり、それゆえ政府は、公法を通じて市場を管理することが求められたのであった。とりわけ、基本的食料のような「公共の福祉」public welfareにとって重要な問題については、政府が何の管理も行わず、自由に放任することは、公的責任の放棄、統治義務の放棄とみなされたのである。こうした市場法に基づく「良き規制をもつ社会」の理念は、我々が想像する以上に長期にわたって、法的拘束力を持ちながら19世紀アメリカ社会の中に存続していたと考えられるのである。19世紀アメリカ社会は、決して単純な「自由主義的市場経済」の発展過程として捉えられるべきではなく、また、レッセフェールの連邦制国家の黄金時代として理解されるべきものでもなかったのである⁽⁵⁾。

(5) ノヴァックの議論においては、「良き規制をもつ社会」という理念の調和的側面が強調されているが、しかし、それぞれの社会階層が、異なる目的をもって「良き規制をもつ社会」という理念を語る時、そこには軋轢や矛盾が生じることになった。本報告では当初、こうした矛盾や衝突を示す事例として、1810年代～1830年代に断続的に勃発したニューヨーク市の「豚暴動」を取り上げる予定であったが、時間の関係で割愛せざるを得なかった。「豚暴動」については、拙稿「19世紀アメリカにおける市場」、285-288頁[三瓶、2010年]をひとまず参照されたい。

【参考史料】

De Voe, F. Thomas, *The Market Book*, New York, 1862.

Ordinances of the Corporation of the City of Baltimore... 1797-1802-1828-30, Hardpress Publishing, 2013.

The Picture of New York, and Stranger's Guide to the Commercial Metropolis of the United States, New York: A. T. Goodrich, 1828.

裁判史料：

Bethune v. Hughes, 28 Ga. 560, 73 Am. Dec. 789 (1859).

City of St. Louis v. Weber, 44 Mo. 547 (1869).

City of New Orleans v. Stafford, 27 La. Ann. 417, 21 Am. Rep. 563 (1875).

【参考文献】

Beal, Thomas David, "Selling Gotham: the Retail Trade in New York City from the Public Market to Alexander T. Stewart's Marble Palace, 1625-1860," Ph.D. diss., State University of New York at Stony Brook, December 1998.

Corrigan, Mary Beth, "'It's a Family Affair': Buying Freedom in the District of Columbia, 1850-1860," in Larry E. Hudson, Jr., ed., *Working toward Freedom: Slave Society and Domestic Economy in the American South*, Rochester, N.Y.: University of Rochester Press, 1994.

———, "The Ties That Bind: The Pursuit of Community and Freedom Among Slaves and Free Blacks in the District of Columbia, 1800-1860," in Howard Gillette, Jr., ed., *Southern City, National Ambition: The Growth of Early Washington, D.C., 1800-1860*, Washington, D.C.: George Washington University, Center for Washington Area Studies, 1995.

Gilje, Paul A., *The Road to Mobocracy: Popular Disorder in New York City, 1763-1834*, Chapel Hill: University of North Carolina Press for the Institute of Early American Culture, 1987.

- Green, Bryan Clark, “The Structure of Civic Exchange: Market Houses in Early Virginia,” in C. L. Hudgins and E. C. Cromley eds., *Shaping Communities: Perspectives in Vernacular Architecture VI*, Knoxville: University of Tennessee Press, 1997.
- Novak, William, *The People’s Welfare: Law and Regulation in Nineteenth-Century America*, Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1996.
- Rock, H. B., “The Perils of Laissez-Faire: The Aftermath of the New York Bakers’ Strike of 1801,” *Labor History* 17, 1976.
- , “A Delicate Balance: The Mechanics and the City in the Age of Jefferson,” *New York Historical Society Quarterly* 63, 1979.
- Rockman, Seth, “Women’s Labor, Gender Ideology, and Working Class Households in Early Republic Baltimore,” *Explorations in Early American Culture*, Supplement to *Pennsylvania History* 66, 1990.
- Tangires, Helen, *Public Markets and Civic Culture in Nineteenth-Century America*, Baltimore: The John Hopkins University Press, 2003.
- , *Public Markets*, New York: W. W. Norton & Co. Inc., 2008.
- シヨーン・ウィレンツ (安武秀武監訳) 『民衆支配の讃歌 (上) (下)』 木鐸社、2001年。
- 小原豊志・三瓶弘喜編 『西洋近代における分権的統合 その歴史的課題』 東北大学出版会、2013年。
- H・G・ガットマン著 (木下尚一他訳) 『金びか時代のアメリカ』 平凡社、1986年。
- 近藤和彦 『民のモラル』 山川出版社、1993年。
- 佐藤亮子 『地域の味がまちをつくる—米国ファーマーズマーケットの挑戦—』 岩波書店、2006年。
- 佐藤勝則編 『比較連邦制史研究』 多賀出版、2010年。
- 三瓶弘喜 「19世紀アメリカにおける市場法—市場規制にみる『パブリック・エコノミー』 — (1)」 熊本大学『文学部論叢』 第97号、2008年。
- 「19世紀アメリカの市場」 山田雅彦編 『伝統ヨーロッパとその周辺の市場の歴史』 清文堂、2010年。
- 「19世紀アメリカにおける市場法—市場規制にみる『パブリック・エコノミー』 — (2)」 熊本大学『文学部論叢』 第102号、2011年。
- 高田実・中野智世編 『福祉』 (近代ヨーロッパの探究15) ミネルヴァ書房、2012年。
- シドニー・W・ミンツ (藤本和子編訳) 『【聞書】 アフリカン・アメリカン文化の誕生』 岩波書店、2000年。

〈第二報告〉

自由と統制のあいだ

——18世紀中葉ノルマンディにおける穀物供給——

内田良太 (熊本大学非常勤講師)

はじめに——問題の所在

フランスでは16世紀以来、穀物流通が王権の集権的な体制に組み込まれ、市場もまた政府の規制下におかれた。18世紀において穀物取引とその自由化をめぐる議論が生じる。そこでは、穀物は一般的な商品と同じなのか、特別な商品なのか、あるいは所有権は生存権に従属すべきかどうかといったことが問題となった。こうした議論を整理した研究として例えばアラン・クレマンの著作 [Clément, 1999]、あるいは安藤裕介の近著 [安藤、2014年] が挙げられる。安藤は自由化論争を手がかりに1760-1770年代に統治原理が転換したことを強調している。一方で、こうした議論の結果として生じた1760年代の自由化王令、及び、パリでの食糧供給の実態を検討した研究としてスティーヴン・カプランの著作 [Kaplan, 1976] や阿河雄二郎の論文 [阿河、1986年] が挙げられる。そこでは自由化により「飢饉の陰謀」という強迫観念が強まったことが強調されている。

さて、以上のような中央政府における自由化やパリでの研究の一方で、地方における穀物供給の実態解明もまた注目されるべきではないだろうか。中央政府からの自由主義的な政策と地域住民からのモラル・エコノミーに基づく要求の板挟みとなった地方の為政者たちはいかにして安定的な統治を生み出そうとしたのか。彼らの振る舞いはどのようなものであったのか。本報告が取り組むべき課題がここにある。以下では偽装販売 *ventes simulées* を主軸としたノルマンディの、特にルアンの為政者たちの穀物供給戦略について考えていく。

報告の具体的な構成としては、まず、アンシャン・レジーム期フランスの穀物取引にかかわる規制と1760年代の自由化王令を整理する。次に1760年代後半、ルアンでの穀物の価格高騰、及び、それを乗り越えるための高等法院の対応を検討する。そこでは高等法院が旧来の伝統的規制への回帰を試みたことが明らかになる。最後に同じく1760年代後半のルアンでの穀物の価格高騰の際、自由な取引を擁護し、市場の力にたよりつつ、危機を乗り越えようとしたノルマンディ高等法院院長ミロメニルとその協力者の実践を検討する。

本論に進む前に資料について簡単に触れておく。ノルマンディにおける穀物供給については主にシャルル・デマレ [Desmarest, 1926] とジュディス・ミラー [Miller, 1999] の研究成果に依拠している。偽装販売についてはミロメニルの通信記録 (Miromesnilと略記し、巻数と頁数のみを記す) を中心に可能な限り一次資料を参照した。

I. アンシャン・レジーム期フランスにおける穀物取引規制

市場への穀物の供給、及び廉価なパンの販売は為政者にとって共同体における秩序維持のための最重要課題の一つであった。事実、18世紀後半の地方長官であるベルチエ・ドゥ・ソヴィニィは秩序維持のために必要な前提条件として民衆の食糧を確保することを挙げ、「それなしにはいかなる法、いかなる強制力も彼らを押しとどめることはできない」と述べていた [Kaplan, 1976: 4より重引]。まさしく、食糧の問題は統治の問題と同義であった。穀物取引にかかわる規制は王令や高等法院の裁定、地方当局の決定などで構成されており、地域により異なることもあった [Kaplan, 1976: 63-64]。したがって、まずはフランス全土に共通して適用されていた主要な規制を整理し、次にノルマンディやその中心都市であるルアンにおける穀物取引にかかわる諸制度を確認する。

(1) 穀物取引規制

市場での穀物取引にかかわる規制において重要な要素の一つとしてその公開性が挙げられる。事前に当局に対して穀物取引に従事することを届け出た商人は公設市場 Halle において、公衆の面前で取引をおこなった。公開性に反する行為、例えば、商人と生産者との私的な取引、運搬途上での取引など市場外取引は禁じられていた。また、別の要素として消費者保護があげられる。公設市場で販売される穀物は消費者が優先的に購入することができた。穀物が市場においてある価格で販売されたならば、販売者は価格を上げることができなかった。3回目の市においても当該の穀物が売れ残っていた場合には市場を管理する役人によって値下げされた。市場での穀物取引それ自体ではなく、穀物の流通にも規制が及んでいた。具体的には生産者と消費者を除き、穀物の保管が禁じられ、生産者であっても2年以上の保管は認められなかった。また、地方間での穀物の移送は一般的には禁じられていた。

こうした18世紀フランスにおける穀物取引規制はしかしながら、フランス最大の人口を抱えているパリにかかわる例外が伴っていた。その周辺8里(36キロメートル)、後には10里(45キロメートル)の範囲では、いかなる商人も穀物を購入することができなかった。この範囲に居住する農民はパリの公設市場に直接出荷した。また、パリの商人はこの範囲を超えた全フランスで、かつ市場外でさえ穀物の購入が可能であった [松浦、2011年、105-107頁]。

以上の規制はルアンにおいても適用されていた。ここで少し、当時のルアンの状況についてみておきたい。

(2) 18世紀ルアンにおける穀物流通と取引規制

パリと英仏海峡を結ぶセーヌ河沿いに位置していたルアンはその地理的特異性のため、アンシャン・レジーム期フランスにおいて最大の商業都市の一つであった。パリと北フランス諸都市を繋ぐ拠点として、あるいはパリと植民地の間の物資の輸送の中継地点としてルアンは経済的成長を遂げた。1760年代には6万、革命期には8万を超えるルアンの住民の多くは日々の主食をパン屋に依存していた。穀物を購入し、自宅でパンを焼いた住民は必ずしも多くなかった。ルアンの直接の後背地であるノルマンディの農地はルアンやその周辺における需要を満たすことができなかった。たとえ豊作の時期であったとしても余剰は生み出されなかった。したがって、ルアンはピカルディやブルターニュからの穀物、さらにバルト海諸港や地中海沿いの都市、イングランドや北アメリカからも穀物を輸入してい

た [Bardet, documents, 1983: tab.2; Dardel, 1963: 163-164]。

ルアンの為政者たちにとって公設市場を穀物で満たすこと、そのために安定した穀物供給を確保することは重要であった。これにかかわる二つの問題が当時、存在していた。第1にルアンの為政者たちはノルマンディの中小都市の穀物にも目を配る必要があった。事実、高等法院院長ミロメニルはルアンだけでなく、周辺の市場の穀物価格の変動も調査していた。地域の市場それぞれにおいて穀物価格が低下することで、ルアン公設市場における穀物価格が低下するとミロメニルは考えていた。第2にセーヌ河を遡航する穀物すべてがルアンで荷降ろしされたわけではなく、首都であるパリに向けられた。このことは住民の略奪行為などの危険性を生み出した。為政者たちにとってセーヌ河沿いでの穀物流通の安全を確保することもまた問題であった。

ここで、ルアンにおける穀物取引の場所と担い手を確認しておく。公設市場は当時、織物市場の北に位置していた。そこにおいて穀物取引は月曜、水曜、金曜の週3回、おこなわれていた。ルアンには112名で構成された穀物商人ギルドが存在していた。彼らはルアン近郊の四つの市場（エルブフ、コドゥベック、レ・ザンドリ、デュクレール）において穀物の独占的な購入権を有しており、購入した穀物をルアン公設市場に持ち込み、小売りしていた。彼らよりも零細な麦商人も存在していた。麦商人はルアン市外から荷馬車などで穀物を持ち込んでいた [Miromesnil, t.5: 65-67]。

(3) 二つの自由化王令

以上のようなフランス、及びルアンにおける穀物取引にかかわる規制は1750年代、60年代に大きく転換する。50年代において、すでに中央政府には穀物流通の自由にかかわる理念が浸透していた。1750年と1751年、財務総監マシヨールはルアン地方長官ラ・ブルドネに書簡で穀物の自由な流通の必要性を訴えていた。また、1754年9月17日、国王顧問会議は王国内における穀物の自由な流通を認めた。1760年からの豊作、それにとともなう穀物価格の低下は自由主義的な政策の本格的な導入を後押しした [Desmarest, 1926: 20-22]。

1763年の王の宣言は、その第1条ですべての臣民に穀物取引を開放することを定め、第2条では穀物や食料品の移動の自由、及び移動にかかわる事務手続きの免除を定めた。通行税 péage などの徴収は禁じられた。この自由には二つの留保が伴っていた。第1に「王国内のある地方から別の地方」への移動が自由であり、輸出については明記されていなかった。第2にパリへの物資供給にかかわる諸規制には変更が加えられなかった。したがって、旧来の取引規制が維持された [Déclaration du Roi ...]。

1764年の布告は、その第1条において先立つ1763年の宣言を再確認し、第3条において穀物輸出を条件付きで認めた。その条件とは、第1に輸出がフランス国内の27の港湾に制限されること（第4条）、第2に小麦価格がカンタル（100リーヴル）あたり12リーヴル10スーを超過した場合、輸出が禁じられること（第6条）である。なお、ルアン総徴税管区内において輸出が認められた港湾はフェカン、ディエップ、ル・アーヴル、ルアン、オンフルールであった [Edit du Roi ...]。

これら二つの自由化王令はまさしく旧来の食糧供給システムを否定するものであった [松浦、2011年、113頁]。これらの王令はノルマンディにおいて当初、好意的に受け入れられた。高等法院は1763年の宣言を登録する際、輸出の自由を求めた [Desmarest, 1926: 121]。また、同時代の新聞紙面は1764年の布告が農村住民に喜びを広めたことを報じた [Annonces ..., N° 4, 22 juin 1764]。

II. 穀物価格の高騰と供給危機（1766—1768年）

1763年、及び1764年の二つの自由化王令の公布の後、豊作が続き、穀物平均価格は低いままであった。しかし、1766年夏以降、状況が悪化していく。以下では、まず、穀物流通の滞り、及びそれに伴う騒擾を整理し、次にノルマンディ高等法院の対応を検討する。

(1) ルアンとその周辺における穀物価格の高騰

1766年夏、長雨を原因とした不作が予想され、住民たちのあいだで動揺が広がった。同時代の新聞紙面に掲載された市場における穀物価格に拠るならば、1766年5月以降、それは上昇していく。同年の収穫は予想通りおもわしいものではなく、穀物価格はさらに上昇していった。この価格の上昇は、輸出禁止となるカンタルあたり12リーヴル10スー、ルアンにおいて用いられていたミーヌ（133リーヴル）に換算するならば16リーヴル13スー4ドゥニエに到達した。その結果、穀物輸出が認められていたルアン総徴税管内の五つの港のうちル・アーヴル、ルアン、オンフルールの三つでそれは禁じられた。この間、ルアン地方長官ラ・ミシヨディエールは軍隊の派遣を政府に要請すべきかどうか検討したようである。[Desmarest, 1926: 127]。

翌1767年になっても事態は改善されなかった。同年9月には高等法院が穀物取引に介入すべきかどうか検討を開始した。これについては最終的にはなんらの決定もおこなわないことが決定した。その一方で、為政者たちは彼らに許されている権限の範囲内で、市場における穀物流通やパンの製造に介入した。具体的にはパン屋の監視を強化し、パンの質や重さを遵守させた。また、市役人は小麦を公設市場に出荷した。地方長官補佐は穀物を有するネゴシアン（貿易商）に出荷を要請した。しかしながら、穀物価格は低下しなかった。同年10月、ディエップとフェカンにおいても穀物の輸出が禁じられ、これにより、ルアン総徴税管内での穀物輸出は完全に中断した [Desmarest, 1926: 128-129]。

1767年の収穫もおもわしくなく、ルアンはセーヌ河を介した外部からの穀物供給にますます依存することになった。しかし、セーヌ河の凍結が期待された穀物の到着を著しく遅らせ、1768年までその影響は続いた。供給危機はルアンに限定された問題ではなかった。例えば、ルアンよりも下流に位置したコドゥベックの総代理官 *lieutenant général* は高等法院院長ミロメニルに書簡を送り、同地における穀物価格の高騰と施療院収容者の救済の困難さを伝えた。ところで、ミロメニルは同時期の穀物の高騰をセーヌ河の凍結による流通の滞りだけに帰さなかった。彼はルアンの穀物商人の存在も価格高騰の要因であると理解していた。彼らはルアン市外で購入した穀物に数リーヴルの利益を見込んで、ルアン公設市場で転売していた。しかしながら、ミロメニルは、当時の状況では彼ら穀物商人の存在が不可欠であると理解していた。というのも、ルアンにおいて穀物取引に熟練した他の商人が存在していないし、そもそも、遠隔地交易に従事していたネゴシアンたちは住民による暴力や略奪を恐れていたからである [Miromesnil, t.5: 85-86, 114-117]。

こうした状況の中、1768年3月22日、ルアンの住民は略奪を開始し、市内の複数の倉庫、あるいは穀物を積載した船舶を襲撃した。高等法院は軍隊を招集し、鎮圧を試みた。同じ頃、ノルマンディの複数の町でも騒擾が発生した。例えばルアンの南南西に位置するエルブフでは住民が1ボワソーあたり3リーヴルでの小麦の売買を強制した。暴徒に対して高等法院は見せしめのために数人に重い罰を与えた [Desmarest, 1926: 144-148]。

(2) 規制への回帰

以上のようなルアン、及びその周辺での略奪行為に直面した高等法院は規制への回帰を目指し始めた。3月25日、高等法院はパンの製造・販売に関する詳細を定め、3種類のパンが製造され、販売されるべきことを再確認した。当時、3種類のパンのうち上質な白パンとブルジョワ・パンをパン屋は製造し、低質な黒パンはルアン市内の自由区域 Franches-Aires と呼ばれる場所で販売されていた。自由区域内のパン屋は製粉のための手数料の免除などの若干の優遇措置を受けていたようである。高等法院の裁定の結果、自由区域以外のパン屋も黒パンを製造することが義務づけられた。また、ルアン市外のパン屋に対してもルアンでのパンの販売が認められた。パンの公定価格も約16パーセント引き下げられた [Recueil ... Parlement de Normandie, 1774: 1060-1062]。

高等法院は4月15日の裁定で、旧来の規制への回帰を決定した。それは穀物取引の自由化にかかわる二つの自由化王令を無効にするものであった。具体的には出荷強制、市場外取引の禁止、先買いの禁止を復活させた [Recueil ... Parlement de Normandie, 1774: 1071-1076]。この裁定を中央政府は受け入れることができなかった。財務総監ラヴェルディは、ノルマンディが直面している危機を回避するためには二つの自由化王令の維持こそが必要であると高等法院院長ミロメニルに力説した。また、政府は5月15日と6月20日の2度に亘って、規制への回帰を目指した高等法院の裁定を破毀した [Desmarest, 1926: 144-148]。

穀物価格の上昇と住民たちの動揺、伝統的規制に回帰しようとする高等法院とそれを否定する政府という一連の出来事は最終的には1769年の収穫まで継続したのであった [Desmarest, 1926: 169]。

Ⅲ. 偽装販売——高等法院院長ミロメニルの戦略

ノルマディの住民は1763年と1764年の二つの自由化王令を当初、好意的に受け入れた。しかし、1766年以降の穀物価格高騰に直面し、高等法院は規制への回帰を決定した。その一方で、高等法院院長ミロメニルは市場の力を信じ、穀物取引の自由こそが重要であると考えていた。以下、彼が採用した穀物供給戦略である偽装販売を取り上げる。この戦略はミロメニルが独創したものではない。18世紀前半においてその兆候をわずかに見出すことができる。まず、18世紀前半、中央政府における偽装販売を簡単に検討し、次にミロメニルと彼の協力者の戦略を彼の通信記録を手がかりに考えていく。

(1) 18世紀初頭の偽装販売

1709年4月24日、顧問会議付評定官ダゲッソー父が財務総監に宛てた書簡において偽装販売に言及している。

価格の高い穀物への価格の低い穀物の対置 opposition は穀物の価格を下げさせるためには常に最も確かで最も有効な手段です。それはフランスにおいて何度も実践されました [...]。対置される穀物は外国から、あるいは王国内の産地から引き出されるべきです [...]。穀物の購入は必然的に国王によって、あるいはパリの最も裕福な住民による商会や王国内の大都市の商会によっておこなわれるべきです [...]。穀物の価格を下げるために彼らが望まないような高い価格で穀物を購入したことで、彼らが損失を被った場合、その補填が保証されるべきです

[*Correspondance des Contrôleurs Généraux ...*, t.3, 1897: 133]。

この書簡から、市場における穀物価格を下げるためには、より低い価格の穀物を出荷することが有効であるという理解を見出すことができる。その一方で穀物の調達には政府や有力な商人の役目とされた。商人が損をしてしまった場合、政府はその補填をすべきであると考えられていた。

同年、財務総監デマレはトゥールの地方長官に穀物購入を指示した。その際、信頼できる人物を介して穀物を購入すること、十分に注意して行動することを示唆した。

ダルジャルソン侯の『回想録』には1720年において彼が偽装販売を実施したことが書かれている。ここでは、国王の穀物を売却するために商人と契約したこと、それは極秘の契約であることが述べられた。また、売却の目的は穀物の価格を幾分下げることにあつた [Miller, 1999: 57-58]。

ここで、18世紀前半の偽装販売の特徴についてまとめておく。それは、政府資金で購入された穀物が市場において販売されることにある。その目的は穀物価格を下げることにあつた。実際の販売は代理人や仲介者がおこなうことで、穀物の出所が偽装された。

(2) ルアンにおける偽装販売 (1768年)

このような偽装販売は18世紀中葉、ノルマンディ、及びその中心都市ルアンにおいて実践された。主導的役割を果たした人物は高等法院院長ミロメニルであり、加えて、若干の協力者が存在していた。具体的には地方長官ラ・ミショディエールと副地方長官 *adjoint* ドゥ・クロヌ、総督ダルクール公、さらにネゴシアンであるフェレとルヴァヴァスールが挙げられる。基本的にはミロメニルはフェレを介して偽装販売をおこなっていた。ミロメニルは特に地方長官や副地方長官、総督といった当時の主要なルアンの為政者とししばしば夕食を共にし、また、副地方長官ドゥ・クロヌとは夜遅くまで議論を交わしていた。このようにしてお互いの信頼関係を深めたと考えられる [Miromesnil, t.5: 209; Miller, 1999: 67]。

彼らの具体的な戦略について史料で確認しておこう。ミロメニルが国務卿ベルタンに宛てた1768年2月21日付書簡に次のように書かれている。

今月19日、ルアン公設市場における穀物価格の著しい値上がりに鑑みて、ミーヌあたり17リーヴル以下に穀物価格を低下させるため、価格に影響を与えうる方策を採用したことを私は今朝、貴方にお伝えます。それはリーヴルあたり2スー9ドゥニエである黒パンの価格の3スーへの引き上げを避けるためでした。

商人の自由を妨げることなく、公設市場における豊富さだけで穀物価格の低下をもたらそうとしたことも私は貴方にお伝えます [...]。

私は一人のネゴシアン [フェレ] と次のことを確認しました。もし、私が必要であると判断したならば、彼は一人の穀物商人を介して、4ミュイ [96ミーヌ]、あるいは6ミュイ [144ミーヌ] の穀物を公設市場に出荷すること。[ネゴシアンが] 容認できる価格で穀物を売却すること。あまりに高すぎず、また、あまりに安すぎず、穀物を売却すること [Miromesnil, t.5: 89-91]。

この書簡から、ミロメニルは17リーヴルを穀物価格の一つの目安としていたことがわかる。しかし、

彼はその17リーヴルをネゴシアンであるフェレに強要しなかった。ミロメニルの要請に基づき、フェレは穀物を出荷するが、その際、売却価格についてはフェレに任されていた。また、あまりに安すぎるべきではないこともミロメニルは指摘している。したがって、市場における相場から著しく逸脱することを彼は許容しなかった。少なくともフェレの自由な取引を前提としつつ、ミロメニルは間接的に市場に介入した。なお、書簡の文言に拠るならば、実際に市場に穀物を搬入するのはフェレではなく、さらに別の穀物商人であることがわかる。ミロメニルは自らの存在を極力、見えないものにしようとしたことがうかがえる。

4日後、ミロメニルは再び、ベルタンに次の書簡を書き送っている。

私が恐れていること、それは、不安が高等法院諸氏に及ぶことです。彼らは、貴方や私が知っている穀物の取引についての原理に精通してはおりません。あるいは原理を信じていません。したがって、彼らが不安になるのを回避するために私は私がなすべくすべてをおこないました。このために私がおこなえたすべての方策のうち最も確かなものは穀物に少しも介入しないことです。私は口の堅い人物にしか話しかけませんでした。

私には今月17日から20日までにルアンに到着した小麦やライ麦の一覧が届けられました。私はルアンに到着した物資の一覧を毎週、手に入れるために秘密の方策を採用しました。この方策によって、私は状況を知ることができ、心の奥底では穏やかなままでした。

私はパリの物資供給のための発送を害するようないかなる手続きもおこないませんでした。穀物取引に従事しようとしているネゴシアンへの奨励もおこないませんでした。

ネゴシアンであるフェレ氏は昨日、私に会いに来て、穀物を保管するための倉庫を必要としていることを私に言いました。パリに穀物を発送するため、あるいは穀物をルアンで売却するためでした。このことに介入することを私は望まないで、地方長官、あるいは地方長官が不在の場合は地方長官補佐サン・セヌ氏と連絡を取るようには私に彼に言いました [Miromesnil, t.5: 100-102]。

この書簡から、ミロメニルは彼が試みている戦略を彼自身が信用しているごく一部の人間にしか伝えていないことがわかる。また、価格などの情報を手に入れるための方策を採用したことを示唆している。おそらく、誰かがミロメニルに協力し、港湾や市場の様子を伝えたと考えられる。最後の段落ではミロメニルの協力者であるフェレの要請をミロメニルが一見したところ、拒絶していることがうかがえる。ルアンへの穀物供給のために必要な要請であったと考えられるが、特定のネゴシアンを目に見える形で援助することを彼は慎んだ。

ミロメニルが財務総監ラヴェルディに宛てた1768年3月18日付書簡において、ミロメニルのさらなる穀物供給戦略を見出すことができる。

今月16日、公設市場では〔小麦の価格は〕18リーヴル10スー、17リーヴル10スー、16リーヴル5スーであり、平均価格は17リーヴル8スー4ドゥニエでした。

しかしながら、ネゴシアンは彼らの倉庫において16リーヴルや16リーヴル10スーで、また、河岸の船舶において15リーヴル10スーで小麦を売却していることを貴方にお伝えします。

このこと〔公設市場における高値〕は穀物商人に起因すると私は信じています。彼らは公設市場における穀物価格について意見が一致しており、彼らが15リーヴル10スーや16リーヴル、16リーヴル10スーで購入した小麦を18リーヴルで転売しています。

穀物商人はパン屋と意見が一致しています。穀物商人は小麦をパン屋に後払いで売却しています。このため、パン屋はネゴシアンから購入するよりも、穀物商人から購入することを好んでいます。ネゴシアンは現金でしか売却することを望んでいません。実際、パン屋は公設市場ではほとんど購入しないことに私は気づきました〔...〕。

実際、もし、パン屋がフェレ氏から小麦を16リーヴル、あるいは16リーヴル10スーで、かつ、後払いで購入できるならば、パン屋は穀物商人から購入しないと考えられます。小麦をパン屋に売却できない穀物商人は公設市場で安く売却することを強いられます〔Miromesnil, t.5: 118-123〕。

この書簡からルアン市内でも購入場所で穀物価格が異なることがわかる。パン屋は高かろうとも支払方法との兼ね合いで、穀物商人から小麦を購入していた。ミロメニルはパン屋に安い小麦を提供するため、再び、フェレに協力を求め、支払方法についてフェレから合意を引き出そうとした。パン屋がフェレから穀物を安く購入できれば、公設市場における穀物価格の低下が期待できるとミロメニルは考えた。

商人たちの自由に介入せず、自らの存在を極力見えないものにしようとするミロメニルの戦略は財務監察官からの穀物提供に対する拒否においても一貫している。財務監察官モンティニは、モンティニ自身の知人であるシュルヴィルが所有する小麦粉の提供をミロメニルに提案した。ミロメニルは、シュルヴィルのことを知らないとして提案を拒否した〔Miromesnil, t.5: 186-192〕。彼は価格への介入が表立って明らかになることを恐れ、さらには政府からの穀物が住民たちに動揺を与えることを避けるべきと考えていたのではないだろうか。

ミロメニルらによる戦略をまとめておく。偽装販売は1768年のルアンでの民衆騒擾を事前に回避することはできなかった。また、彼らの戦略は高等法院による規制への回帰と比べると非常に地味なものであった。しかし、ミロメニルをはじめとしたルアンの為政者は、商人たちによる自由な取引こそが市場に穀物を供給するという確信にしたがいつつ、極めて慎重かつ極秘に商人たちの背後で行動した。彼らの見かけ上の中立性こそが、偽装販売において、さらには豊富さとそれに伴う価格低下のためには重要であったと考えられる。

おわりに

1763年と1764年の二つの自由化王令は伝統的な統制経済政策からの離脱を意味するものであった。それらはノルマンディにおいては好意的に受容された。しかし、1766年以來の穀物価格の高騰、さらには1768年の民衆騒擾より、高等法院は自由主義的な経済政策を放棄した。その一方で、院長ミロメニルは市場の自由の必要性を確信し、市場を機能させること、及び、商人たちの自由には介入しないことを目指した。そのために用いられた戦略が偽装販売であった。ミロメニルは信頼できる為政者たちとともに見かけ上は中立な立場にありながら、その一方で非公式に市場に介入し、穀物価格の低下を期待したのであった。

最後に課題について二つ触れておく。第1に本報告は主として偽装販売の当事者であるミロメニルの通信記録に依拠したものであった。彼の戦略をより正確に評価するためには異なる史料を用いての検討が必要である。特に市長や市役人による実践にも注目すべきであろう。第2に都市住民への安定的な食糧の供給のためにはパンの価格が問題になる。為政者たちが廉価なパンをどのようにして住民に供給しようとしたのか。この点についても新たな史料を手がかりに検討することで、ルアンにおける自由と統制の問題を詳細に解明しようと考える次第である。

【参考史料】

Annonces, affiches et avis divers de la Haute et Basse Normandie.

Boislisle, A. M. de et Brotonne, P. de (éds.), *Correspondance des Contrôleurs Généraux des finances avec les intendants des provinces*, t.3, Paris, 1897.

Déclaration du Roi, portant permission de faire circuler les grains, farines et légumes dans toute l'étendue du Royaume, en exemption de tous droits, même ceux de péages, le 25 mai 1763.

Edit du Roi, concernant la liberté de la sortie et de l'entrée des grains dans la Royaume, au mois de juillet 1763.

Le Verdier, P.(éd.), *Correspondance politique et administrative de Miromesnil, premier président du Parlement de Normandie*, 5vols, Rouen et Paris, 1899-1903.

Recueil des édits, déclarations, lettres-patentes, arrêts et réglemens du roi, registres en la Cour du Parlement de Normandie, depuis l'année 1754, jusqu'en 1771, seconde partie, Rouen, 1774.

【参考文献】

Bardet, J.-P., *Rouen aux XVII^e et XVIII^e siècles: les mutations d'un espace social*, Paris, 1983.

Clément, A., *Nourrir le peuple, entre Etat et marché, XVI^e-XIX^e siècle*, Paris, 1999.

Dardel, P^e., *Navires et marchandises dans les ports de Rouen et du Havre au XVIII^e siècle*, Paris, 1963.

Desmarest, Ch., *Le commerce des grains dans la généralité de Rouen à la fin de l'Ancien Régime*, Paris, 1926.

Kaplan, S., *Bread, politics and political economy in the reign of Louis XV*, the Hague, 1976.

Miller, J., *Mastering the market: the state and the grain trade in northern France, 1700-1860*, Cambridge UP, 1999.

Fr・オリヴィエ＝マルタン（槁浩訳）『フランス法制史概説』創文社、1986年。

阿河雄二郎「18世紀パリの穀物供給——『国王の穀物』と『飢饉の陰謀』」中村賢二郎編『歴史のなかの都市』ミネルヴァ書房、1986年。

安藤裕介『商業・専制・世論』創文社、2014年。

柴田三千雄『フランス絶対王制論』御茶の水書房、1960年。

——『近代世界と民衆運動』岩波書店、1983年。

松浦義弘「食糧と政治」『思想』1043号、2011年。

〈第三報告〉

市場経済の基底にあるもの

——18世紀イングランドの個人と中間団体——

長谷川 貴彦 (北海道大学)

I. はじめに

市場経済を歴史的に検討する。旧くて新しい課題である。その場合、議論の起点となるのは、大塚久雄「近代化の歴史的起点」[大塚、1968年]であろう。だが、この大塚史学系譜の「市場経済」理解には、早くから批判が投げかけられてきた。いわゆる「営業の自由」論争を通じて明らかとなったのは、市場経済（ないしは経済的自由主義）なるものが、農村工業の展開とそこにおける小商品経済の発展から自生的にもたらされたわけではなく、「公序」や「公共の秩序」として政策的に追求されたということである [岡田、1987年、2014年]。ここには、市場経済を自生的な秩序と見なす考え方を転倒し、市場の構築主義的理解への萌芽がみられたのである。事実、ヨーロッパの工業化をめぐる諸研究は、制度派経済学の影響を受けつつ、信用制度や福祉政策といった工業化の政治的・制度的枠組みの分析に重点を移している。最新の制度派経済学のなかには、この論点を発展させて、「市場的領域」と「非市場的領域」の関係性のなかでアソシエーション（中間団体）の発生を説こうとするものもある。すなわち、土地・労働・貨幣といった生産要素の市場化の限界に制度やルールが発生する起源が存在し、自己決定権と社会的共同性を充足しながら、市場外に排除されるものをすくい取るセーフティネットとして、企業・組合・宗教・教育・地域などの中間団体が発生するという [金子、1997年]。

「福祉複合体」論は、こうした制度派経済学の議論を受けて展開している。「福祉複合体」概念は、1980年代に提唱され、国家的福祉に加えて、慈善団体、相互扶助団体、家族などの中間団体によって構成される福祉の供給主体の多元性を強調し、とりわけヴォランティアズムとして分類される領域の重要性を指摘するものであった。ここでのヴォランティアズムとは、自助と相互扶助を目的とする非営利団体からなる狭義のヴォランタリー部門に加え、民間保険会社などの営利目的部門や、家族や親族関係などの組織化されていない活動からなる非公式部門から構成されている。これは一見すると、新自由主義ないしは新保守主義の主張と変わるところがないが、この「福祉複合体」論による福祉国家の歴史では、国家福祉の着実な成長に注目する一方で、ヴォランタリー部門との複雑な「混淆」に注意を促している [高田、2012年]。

ごく最近では、福祉を受容する側の問題に関心の領域が移りつつある。福祉国家による官僚制的介入が民衆世界にあった相互扶助の実践を衰退させていったこと、また、慈善団体と福祉国家と間にある権威主義的性格の連続性を指摘して、貧困への対処として民衆世界に内在していた諸実践を発見さ

せることになった。こうした研究は、「メイクシフト・エコノミー」（生存維持の経済、makeshift economy）概念を軸として展開している。現在の研究では、「メイクシフト」概念は、短期的あるいはローカルな福祉の資源の利用一般を意味するものとして使用されている。そこでは、かつての社会史研究のなかで提出されてきた日常生活の諸相が、「メイクシフト」（＝弥縫策）の視点から再解釈されることになる。たとえば、古くは、修道院や教区、近隣共同体、家族や親族のネットワーク、共有地の利用権、親族による扶養、隣人からの厚意、さらには、犯罪や売春なども生存維持の装置として再評価されているのである。そして、ヴォランティアズムによる中間団体も「メイクシフト・エコノミー」のひとつの形態として捉えられるようになっていく。

「メイクシフト・エコノミー」概念はまた、新しい貧困概念の登場と軌を一にしている。これまで貧困は、凶作、経済的不況、失業、疫病、政治的争乱などの社会的要因、階級という概念のもとに構造的要因によって発生し、慢性的かつ恒常的で長期的な現象として考えられてきた。しかし、近年の研究では、個人のライフサイクルのなかでも特に貧困に陥りやすいリスクな時期があることが発見されている。ライフサイクルがもたらす貧困に関する研究では、幼年期と老齢期に強調点が置かれるようになり、女性の場合は、出産や育児に伴う身体的要因も加わり、高齢期、病気、寡婦や孤児になった場合など、貧困に陥る割合が高かったことが確認されている。これによって、これまで貧困一般として語られてきた現象が、より厳密に分類されて、多様な貧困の原因に光が当てられた。このライフサイクルのものたらす貧困が、「メイクシフト・エコノミー」が作動する究極の起点となっていく[長谷川、2015年]。

このような研究史からすれば、近世・近代転換期における「福祉」は、いくつかの層を形成して維持されていたということになるだろうか。日常生活レベルでの貧民はライフサイクルからくる困窮のなかで、生存維持のための方策を追求することになった。こうした流動的で短期的な手段を制度として固定化ないしは構造化するものとして、さまざまなヴォランティアズムを含む「中間団体」が設立されてくる。中間団体は国家や地域社会の政治的ならびに経済的資源に規定されながら編成されるが、この編成のあり方が国家と社会の境界線を設定して「福祉複合体」を構築する。つまり、イングランドの歴史的变化は、市場経済の発展にともなう移動のなかで貧困に直面して、さまざまなメイクシフト・エコノミーを実践する貧民を起点に、福祉をめぐる中間団体が発生して複合体を形成し、そして独自の政治経済体制に帰着する過程として描かれることになる⁽¹⁾。

II. 近世化の時代

近世におけるダイナミックな変化は、ヨーロッパ諸国内にも波及して、価格革命のもたらす人口の増大によって社会の全般的流動化が生じ、そこから地方都市の成長、商人層の台頭、農村の騷擾の発生など近世化の現象が生じていくことになる。こうした社会経済的ならびに文化的変容を背景として登場してくるのが、「コモンウェルス」や「コモンウィール」をめぐる言説であった。絶対王政期におけるコモンウェルスの語義的分析は、コモンウェルスに対する政治思想史的関心から社会思想史的

(1) 以下の記述は、「近世化のなかのコモンウェルス」[長谷川、2012年]、『イギリス福祉国家の歴史的源流』[長谷川、2014年]、第1章に依拠している。

関心への推移を示している。それらによれば、「コモンウェルス」の意味は、「有機的社会秩序のなかでの相互依存関係」を指すとされている。それは、同時代の個人による営利追求を意味する「物欲」commodityとの対極的言説をなすものであった。したがって、コモンウェルスは、近世化によって交易活動が活発化して社会的流動性が高まるなかで、失われていった有機的共同体の秩序を復活させようとする言説として用いられていった。さらに近年の研究は、コモンウェルスの言説が、使用される社会層によって異なる意味と機能をもっていたことに注目している。

第1に、中央政府の役人などのエリート層である。そこでは、「コモンウェルス」が政策的介入の目標として、あるべき社会状態を指すスローガンとして用いられていた。これにともない、「政策」という言葉が使用されるようになり、16世紀半ばには「コモンウェルス」が統治者側のレトリックとして頻繁に語られた。第2に、民衆レヴェルでの受容である。このコモンウェルスの言葉が本格的に歴史の舞台に登場してくるのは、14世紀のワット・タイラーの農民反乱の過程にあった。「下からの社会革命」を意味する言葉として、16世紀の囲い込みの進行に異議を申し立てるケットの反乱では、コモンウェルスの復活をスローガンに掲げ、「物欲」に支配されるジェントリや商人たちを蜂起の標的としたのであった。第3には、中間層である。この中間層は、ジェントリと民衆の中間に位置する集団であり、都市の富裕な商人や専門職集団、農村のヨーマン層などから成り立っていた。近世化のなかで経済力を蓄積してきた中間層は、教育を通じて識字能力を身につけ、民衆に対する文化的ヘゲモニーを行使しようとしており、ピューリタニズムを受容する主たる社会的基盤となったのである。ピューリタンはまず都市の統計を作成して貧困層の人口規模を確定、病人のためには施療院 hospital、失業者に対しては矯正院 House of correction を設立し、強制的な租税徴収による教区での貧民救済を実施して、地方レヴェルではあるが中間層が指導する「小さなコモンウェルス」を実現していったのである。

1597年から98年に召集された議会では、囲い込み、労役所、浮浪者に関する法案が起草されたあと、貧民救済に関する一連の決定的な法律が制定される。これが「エリザベス救貧法」と呼ばれるが、この救貧法の瑕疵として「教区民」の定義が曖昧であったことにより、移動する貧民と管理する教区吏員との対立が繰り返されることになった。この規定の曖昧さの問題が貧民救済の問題として表出されてくるのが、いわゆる「排除の危機」Exclusion Crisis と呼ばれる現象であった。教区吏員は、潜在的に教区の負担となりそうな貧民に対して、教区外への強行的排除を実施していく。教区吏員は、まず貧民の存在を調べるために各戸ごとに住民にリストを作成した。また教区内に簡易の小屋を建設して定住する貧民に対しては、この小屋を強制的に破壊する行為におよんでいった。こうしたなかで制定されるのが、1662年法を起点とする一連の「定住法」Settlement Act であった。

近世化のなかで失われた共同性を埋めるための方策として登場してきたコモンウェルスの理念は、かくして「教区」という地域共同体のレヴェルに着地し、具体化していくことになった。教区という「小さなコモンウェルス」は、救貧法のもとでの救済をめぐる新興の中間層と貧民というアクターによって絶えざる交渉と妥協が繰り返される政治文化を形成していった。この時代の教区を中心とした社会空間が「近世的公共圏」と呼ばれているが、そこでは、イングランドの国家と社会の変容を象徴するミクロ空間が構成されていたのである。いずれにしても、定住法によって移動の管理に対処する基本的原則を与えられた教区コモンウェルスは、来るべき都市化と工業化に向けての準備を完了することになる。

Ⅲ. 近代への転換

旧救貧法のもとの個人と教区共同体との緊張関係は、3つの方向性のなかで解決が図られてきた。ひとつは、個人の側に移動を保証する制度を構築することである。1662年法に始まる定住法規定の基本的な意義は、名誉革命体制が教区を単位とする地域共同体の集合にすぎないことを宣言した点にあった。教区を単位とする統治構造は工業化に対処する生活圏として狭すぎることは意識されていたが、その大幅な改革は産業革命のなかでの大規模な労働力需要の要請によって初めて現実のものとなる。すなわち、1795年ならびに1809年の定住法規定の改正にいたって、「貧民が実際に教区の負担になるまで立ち退きを迫られない」点が条項に規定され、ようやく承認されるにいたったのである。

この問題点を解決するもうひとつの道は、実質的な社会の移動空間の拡大にあわせて行政機構全体を改編することにあった。名誉革命体制下での救貧行政の教区単位への分解によって、救貧に関連する立法も統一国家の制定法という形態をとることにはならなかった。1696年のブリストル救貧法連合の結成に見て取れるように、下からの自発的な救貧法連合結成は「私的法律」private actとして議会の認可を受ける形態が一般的であった。その後、1722年のナッチャブル法によって、事後承認的な教区連合が救貧抑止策として法律化されるにいたった。1782年のギルバート法は、教区単位に分散していた統治単位の自己統合の試みと見なすことができる。これらが、1834年法による強制的な大教区連合への統合への前史をなしていく。

しかし、救貧法体制の改革とは別の第三の動きが存在した。それが、ヴォランタリズムの領域であった。友愛組合は社会的移動が最も激しい地域で発達する傾向があり、病院や学校などの慈善団体もまた、社会変動によって生じた救貧法の不備を是正しようとして設立が促されていった。このヴォランタリズムを基盤とする「福祉複合体」という多元的な供給主体からなる社会保障システムが形成されるようになったのは、主として産業発展の顕著な地域であり、この地域ではピューリタニズムが浸透して、自助の伝統が形成されていた。他方で、救貧法の導入が早期に、しかも順調に発展してきた南東部は、産業衰退期にあって慈善などメイクシフト・エコノミーの資源が枯渇することにより、救貧法への依存が増して納税者利害が先鋭化することになる。

友愛組合は、労働者の相互扶助組織として発展した。友愛組合は、その社会的機能がギルドやフリーメースンとの連続性をもち、その歴史的起源を特定することは困難といわれている。1555年にスコットランドやリーズで荷車運転手の組合が設立された。1680年代には、フランスからの亡命ユグノーによってロンドンに同様の組合が設立されている。しかし、友愛組合が大規模なかたちで発展するのは、18世紀であった。市場経済の進展は伝統的な地域社会の紐帯を破壊して、それへの社会的防衛反応として友愛組合が拡大されていったのである。フランス革命期の反動的立法としての団結禁止法により、1793年にはローズ法と呼ばれる友愛組合法が成立し、友愛組合以外の団結が禁止されていった。これによって労働組合が、友愛組合という隠れ蓑を着ることになり、二つの団体はほぼ同質化していく。1815年には全人口の8パーセント以上が友愛組合に加入していたという。オドフェロウやフォレスターズなどの全国団体も設立されて、各地域の組合間の調整と連絡をおこなう連合体として機能していくことになる。

病院や学校など慈善団体も、地方社会レベルで叢生していった。18世紀イギリスの病院 voluntary hospital は、1720年にロンドン市内に設立されたウェストミンスター病院を皮切りに地方都市に波及

していった。1730年代にはウースタ、ヘルフォード、エクセタ、ソールズベリ、ウィンチェスタなどの主教座都市に、聖職の宗教的熱を基盤として建設され、やや遅れて新興の産業都市であるマンチェスタやバーミンガムなどに登場した。病院の全国的規模の展開をもたらした要因は、以下のようなものであった。第一に、患者となるべき貧民層が増大したこと。第二に、啓蒙科学や福音主義といったイデオロギー的要因。病院設立を唱え、その中心となった人物は、オランダのライデン大学やスコットランドのエジンバラ大学などで学んだ啓蒙的知識人たる医師であったが、聖職者も大きな役割を果たすことになった。

次に学校についてみよう。18世紀における初等教育の発展を、ルソーら啓蒙主義の影響にのみ帰するのは、一面的であるといわざるを得ない。貧民の子どもの教育は、18世紀初頭には「慈善学校」が行ってきた。事実、イギリス最大の道徳改革運動の団体である「キリスト教知識普及協会」の初期の課題は、この慈善学校の普及という点に置かれ、全国各地に慈善学校が設立されていくことになった。しかし、産業革命期の児童労働への需要の高まりによって、児童は幼年期から労働に従事することになり、平日の昼間に教育を行う慈善学校は、その統制力が失われつつあった。日曜学校は、このような現状を打破するための教育機関として登場してくる。1783年に始められた日曜学校運動は、福音主義者による小冊子刊行物を用いたプロパガンダとその人的ネットワークを介して全国的に拡大していったのである。

IV. 結びに代えて

1834年の救貧法改革は、旧来の救貧法行政の構造に根本的な変更を加えようとするもので、「イギリス史上において最も重大な革新」といわれた。それは、教区から「教区連合」へと行政単位を組み替え、この教区連合の行政当局として地域の治安判事と公選によって構成される「保護委員会」、さらに、これらを監督する中央官庁として「救貧法委員会」を設置して、救貧行政の一切を指揮・統括することになった。そして、中央ならびに地方の機関には、有給のスタッフを配置して、アマチュアリズムによる行政を一掃しようとした。これらは、19世紀の「行政革命」の狙いとした中央集権的な組織原理を体現したものであり、ある意味では、16世紀のコモンウェルス派エリートたちの未完に終わった改革が、19世紀前半になってようやく遂行されようとしていたのである。

「行政革命」論争は、1834年の救貧法改正に福祉国家の起源を見て取ろうとする問題提起をめぐっておこなわれた。ナショナル・ミニマムという最低限の生活保障の論理が、経済的自由主義の表現とされてきた救貧法のなかに見て取れるというのである。たしかに、中央政府は伝統的な地方自治に介入を始めたが、それは地方社会のなかから反発を生むことになり、全国画一的な生活保障という理念は、実施の過程で頓挫させられていった。それは、別の側面から見れば、それぞれの地域社会の内部において多様な福祉の供給主体が存在したことによるものではないだろうか。国家の政策的介入は常に地域社会の多様性を反映したかたちで実現されていったのであり、実際、19世紀のレッセフェールの時代にも、友愛組合や地域のコミュニティなど、人びとの「生存」を支える多様な社会的基盤が存在していたのである。

【参考文献】

- 大塚久雄「近代化の歴史的起点」『大塚久雄著作集 第5巻』岩波書店、1968年。
- 岡田与好『経済的自由主義』東京大学出版会、1987年。
- 『競争と結合 資本主義的自由経済をめぐる』蒼天社、2014年。
- 金子勝『市場と制度の政治経済学』東京大学出版会、1997年。
- 高田実「『福祉の複合体』の国際比較史」高田実・中野智世編『福祉』（近代ヨーロッパの探求15）ミネルヴァ書房、2012年。
- 長谷川貴彦「近世化のなかのコモンウェルス」高田実・中野智世編 [2012年]。
- 『産業革命』（世界史リブレット116）山川出版社、2012年。
- 『イギリス福祉国家の歴史的源流 近世・近代転換期の中間団体』東京大学出版会、2014年。
- 「メイクシフト・エコノミー論の射程」『歴史と経済』第226号、2015年。